

平成16年第4回佐渡市議会定例会会議録（第6号）

平成16年9月17日（金曜日）

議事日程（第6号）

平成16年9月17日（金）午前10時00分開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（58名）

1番	松本展国君	2番	大石惣一郎君
3番	本間勘太郎君	4番	中村剛一君
5番	臼杵克身君	6番	島倉武昭君
7番	木村悟君	8番	稲辺茂樹君
9番	金田淳一君	10番	臼木優君
11番	山本伊之助君	12番	浜田正敏君
13番	廣瀬擁君	14番	大谷清行君
15番	小田純一君	16番	末武栄子君
17番	小杉邦男君	18番	池田寅一君
19番	大桃一浩君	20番	中川隆一君
22番	岩隆寿君	23番	高野庄嗣君
24番	羽入高行君	25番	中村良夫君
26番	石塚一雄君	27番	若林直樹君
28番	田中文夫君	29番	金子健治君
30番	村川四郎君	31番	野正道君
32番	名畑清一君	33番	志和正敏君
35番	臼木善祥君	36番	渡邊庚二君
37番	佐藤孝君	38番	金光英晴君
39番	葛西博之君	40番	猪股文彦君
41番	川上龍一君	42番	本間千佳子君
43番	大場慶親君	44番	金子克己君
45番	本間武雄君	46番	根岸勇雄君
47番	牧野秀夫君	48番	近藤和義君
49番	熊谷実君	50番	本間勇作君
51番	祝優雄君	52番	兵庫稔君

53番	梅澤雅廣君	54番	竹内道廣君
55番	渡部幹雄君	56番	大澤祐治郎君
57番	肥田利夫君	58番	加賀博昭君
59番	岩野一則君	60番	浜口鶴藏君

欠席議員（2名）

21番	加藤真君	34番	金山教勇君
-----	------	-----	-------

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高野宏一郎君	助役	大竹幸一君
収入役	渡邊幸君	総務課長	親松東一君
市民課長	清水紀治君	企画情報課長	齋藤英夫君
建設課長	佐藤一富君	水道課長	植野研一君
農林水産課長	斉藤博君	観光商工課長	斎藤正君
財政課長	浅井賀康君	社会福祉課長	熊谷英男君
環境保健課長	仲川正昭君	医療課長	木村和彦君
会計課長	粕谷達男君	農業委員会事務局長	渡辺兵三郎君
教育委員会 教学校教育課長	古田英明君	教育委員会 生涯学習課長	松田芳正君
教育委員長	豊原久夫君	教育長	石瀬佳弘君
選挙管理委員会 委員長	林千隆君	選挙管理委員会 事務局長	仲川敏明君
消防長	加藤侑作君	両津支所長	佐々木文昭君
相川支所長	大平三夫君	佐和田支所長	中川義弘君
新穂支所長	末武正義君	畑野支所長	宇治秀三郎君
真野支所長	逸見政義君	小木支所長	菊地賢一君
羽茂支所長	青木典茂君	赤泊支所長	中川逸郎君
代査委員	清水一次君		

事務局職員出席者

事務局長	佐々木均君	事務局次長	山田富巳夫君
議事係長	中川雅史君	議事係	松塚洋樹君

午前10時00分 開議

○議長（浜口鶴蔵君） おはようございます。ただいまの出席議員56名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（浜口鶴蔵君） 順位に従いまして、一般質問を行います。

質問並びに答弁は簡潔にお願いいたします。

小杉邦男君の一般質問を許します。

小杉邦男君。

〔17番 小杉邦男君登壇〕

○17番（小杉邦男君） それでは、一般質問をさせていただきます。

まず、冒頭に今般の台風災害に遭われました皆さんに心からお見舞いを申し上げたいと存じます。

一言まず注文をいたしたいのでありますが、今までの市長の答弁を聞いておきまして、少し答弁が状況に流れ過ぎているのではないかと、こう思っておりますので、ぜひ私は質問に対して簡潔明瞭な答弁をお願いを申し上げたい、このように注文をいたしておきます。それから、きょうは傍聴者少ないところがあります。これは私が言うべきことではないかも知れませんが、傍聴者からの苦情として、答弁に当たる市長、それから説明をする職員の皆さんの声が少し小さいと、こういう苦情がありました。ぜひ大きな声で答弁、説明をお願い申し上げたい、こう思っております。もしマイクロホンのボリュームの関係であれば、後ろの職員がちゃんと調整をひとつお願いを申し上げたい。このこともあわせて注文をいたして、質問に入ります。

今般の台風災害、これについては既にたくさんの同僚議員から質問がありまして、一定の経過と被害総額等についてもお聞きをいたしたところではありますが、恐らくこれは新聞報道等を見ても、日々ふえているというのが現状だと思うのです。ですから、私は現在その後、それぞれ答弁されて、その後においても変動があるのではないかと思います。ご苦労だとは思いますが、そのあたりをもう一度改めてその被害の状況についてお聞かせを願いたい。お願い申し上げたいと思います。

それから、あわせてこの被害に対する大変な史上まれに見る災害だと言われるところでありますが、これに対する防災対策についてもどのようにお考えか、お聞きを申し上げたい。

それから次に、災害対策の体制のあり方であります。今までも対策が設置された日時等は承知しておりますから、理解をいたしております。しかし、住民からこういう声があるのです。災害が恐らく15号が19から20日だと思います。そして、対策本部が設置がされたのが27日であります。これは遅いのではないかと、こういうある面では心配をした非難の声であります。私も正直にはそう思います。恐らくこれも合併によってずうたいが大きくなって小回りがきかなくなったのかなと、こういうふうにも心配をいたしております。今後のことがあります。少し真剣に考える必要があるのではないのでしょうか。したがって、災害の対策の設置をされた日はいつであるか。承知をしているつもりではありますが、改めてお聞きを申し上げたい。

それから、その後における災害に対する現場の対応はどうだったか。これに対しても住民から一定の苦情を私はちょうだいをいたしておりますので、後ほど再質問で申し上げて、またその対応についてもご答

弁をお願い申し上げたいと、こう思っているところであります。

それから、災害が起こったわけでありましたが、これに対する、これも同僚議員からいっぱい質問が出ていまして、一定の方向、現在考えられることも答弁をいただいているところでありますが、きのうは自民党の国会議員団も災害調査に見えられたようであります。そういうことも含めて、国の災害に対するどのような支援が予想されるのか、県はどうか。市はどうするのかということをも改めてお聞きを申し上げたい、このように思うところであります。

それから、今度は私が出身をいたしました相川のことについて少し申し上げたいと思います。相川地区中心街での堤防から海水が越波をいたしました。この堤防は、全国一高いと言われております7メートルという沖が見えないような堤防であります。この堤防を軽く越波をして周辺の民家に場所によれば床下浸水と、こういう海水災害が起きた状況であります。一定の状況は把握しているつもりであります。改めて被災状況についてお聞かせ願いたい、こう思うところであります。

それから、これは相川の中心街であります、少なくとも。ですから、他がいいとは言いませんが、中心街でありますから、このようなことが二度とあっては私はいかぬだろうと、こう思います。そういう意味では、特に力を入れていただきたい。この後の被災対策をどのようにするか。この後起きないような防災対策についてお聞かせを願いたい。

それから次に、同じく相川の地区のことで恐縮ではありますが、障害者通所授産施設の整備についてお聞かせを願いたい。これは、新市建設計画の17年度の事業として予定に上がっているようでございます。そうであれば、もう既に準備は進めなければ仕事ができないだろうと、こう思うところであります。したがって、この準備状況はどうなっているか、お聞かせを願いたい。

それから、この施設についての具体的な内容、施設利用対象者数、それから実際にその施設を利用するその人たちがどのくらいの数と把握しているのか。そのことについてまずお聞かせを願いたい。

それから、3点目に地域イントラネット事業についてお聞かせを願いたい。これは、残念ながら私は何回聞いてもよく理解できないのでありますので、わからないことを聞くので、ピントを外れたことも聞くかもわかりません。ぜひ教えていただきたい。私は、特にこれについては皆さんがここにおる議員諸公もよくわからないと言って皆首ひねっていますから、きょうはわかるようにぜひ答弁をいただきたいと、このように思っているところであります。市が整備をしようとしている地域イントラネット事業、これは目的は何であるか。それから、そのことによってどのような事業効果があるのか。このことについて教えていただきたい。

それから2点目に、地域イントラネットの事業内容、それからこの事業全体の計画、これを明らかにして、では費用はどのくらいかかるのかということについて答弁をお願い申し上げます。

それから4点目に、新聞報道等で承知の事柄ではありますが、南佐渡森林組合の緊急雇用対策事業、こういう事業があります。委託金を出しているわけでありましたが、この緊急対策事業、不正受給がされたというふうに言われているところであります。一定の経過は既に同僚議員が6月の議会でも質問をし、市の対応も承知をしているところであります。改めて経過と佐渡市の対応と申しますか、それについてお聞かせを願いたい。

それから2点目には、これは当然公金でありますから、目的外に使ってはいけないわけでありまして。そ

うではなかったということで、非難がされているわけでありますが、しかもこれは3年間にわたってこのようなことが行われたと、こういう経緯があるわけであります。したがって、南佐渡森林組合の経営責任は当然問われなければいけない。これについて市長あなたはどのように考えていますか。ご答弁を願いたい。

それから5点目に、佐渡國ビエンナーレ近藤福雄賞写真コンテストというのがあることは承知のところでありますが、私自身は写真には門外漢でありますが、関係者といいますか、写真の同好の人がいっぱいおられるわけですが、その方々からいろいろな事柄が言われております。これは、本来佐渡の風物を本当に愛して、そしてその日常生活なり、風物を紹介をして、そのことが芸術性も含めて評価をされた作家であります。それを顕彰して近藤福雄賞というこの今申し上げたコンテストが行われているわけであります。ことしが3回目ですか、4回目ですか、そしてこの審査が近藤さんの生きざまをあらわす写真家としての姿勢を顕彰するには、どうも欠けているところがあるのではないかと、このような声があります。審査団体はどこであるか。そして、審査基準はどこに置いているのか。これは、直接佐渡市が運営しているのではないかもわかりません。実行委員会をつくってやられておるとは思いますが、最大のスポンサーだというふうに思っているところであります。ぜひこのことについては答弁をお願いを申し上げたい。あと答弁を聞きまして、再質問でさらに細かいことについてただしてまいりたい。よろしく願いを申し上げます。

○議長（浜口鶴蔵君） 小杉邦男君の一般質問に対する答弁を許します。

野市長。

〔市長 野宏一郎君登壇〕

○市長（野宏一郎君） それでは、小杉議員の質問にお答えします。

台風15号関係の被害状況でありますが、農林関係で42億7,000万、水産関係で10億円、建設土木9,000万円、観光その他5,000万円で、計54億1,000万となっております。これは、直接的な被害でありますが、そのほか水稲については、等級間格差による価格差が予想されておりまして、被害はさらに増大するのではないかというふうに思います。

今後の防災対策についてお問い合わせありました。防災といえば、今回とはまた別にして、まずは防災無線だと思っておりますが、その運用について今回もケーブルテレビがありながらうまく運用できなかったということでもありますが、今の体制は防災無線のかわりに使うような仕組みになっておりません。防災無線があったとしても、その対応の使い方だというふうに思いますので、両方あわせて調整を図っていきながら、計画を進めていきたいというふうに思っております。

次に、農作物被害対策本部でございます。8月27日に設置しておりますが、これは遅いのではないかとということでございます。確かに時間は経過したのですが、最初は港湾やあるいは船舶の被害に目をとられておりました。ここまで稲作の被害が大きいということにつきましては、残念ながら当初確かに気がつき遅れたということがございますので、反省しております。それから、この対策本部の設置の過程につきましては、課長の方から説明させます。

それから、相川地区中心市街地への被災につきましてでございます。堤防からの越波は、市道214号線、市道218号線の道路災害2件で1,600万円。あそこにありますテニスコート、ゲートボール場、運動場等の屋外体育施設については1件の1,000万、以上は公共土木債あるいは都市債で申請する予定でございます。

これ以外の相川開発総合センター周辺の街路灯や駐車場等の損傷は単独復旧でございまして、今回の補正に計上いたしました。それから、越波の関連被災としては、材木町、羽田町、石花、戸地、戸中等の地区におきまして、合わせて床上浸水8件、床下浸水28件と把握しております。今後の被災防止対策につきましては、大きく被災を受けた柴町海岸につきましては、近い年度において新たに海岸侵食対策事業として立ち上げる計画でございまして、またこのほかにも被害のあった白木地区、石花地区、戸地、北川内等も新たに局部改良事業として、離岸堤の設置等を計画に盛り込みたいというふうに考えております。今回の被災状況を踏まえて、できるだけ早期に着手できますよう強く要望していきたくと考えております。

障害者通所授産施設の整備につきまして、お問い合わせありました。相川地区で整備計画のある障害者通所授産施設の計画は、現在相川地区にある知的障害者、精神障害者の小規模作業所が手狭で老朽化して、バリアフリーに欠けるということでございましたので、また島内の通所施設が遠距離にあるということで、均衡ある障害福祉の拠点とするため計画しております。準備状況であります。予定地は相川のワイドブルーあいかわに隣接する市有地でございます。基本計画の委託料をこの9月に補正予算としてお願いしてあります。建物は、海岸でありますので、塩害の影響を受けづらい木造平家建て300平米、2棟でございまして、利用者数は知的10名、精神19名規模の設置として計画が行われております。

地域イントラネットでございますが、これについての目的とその効果についてまずはお問い合わせがありました。これは、何度もほかの議員からも問い合わせがありましたけれども、地域がバランスよく行政情報がネットワークされると。それから、そのネットワークを通じて各佐渡島のこれは南部も含めて、旧両津市以外の5カ町村ばかりではありませんで、南部全島を含めて、佐渡の案内をインターネットに十分乗せるためのいろんなソフト開発も含めてそれを乗せることができるようなネットワークでございまして、当然本庁、支所間の通信、あるいは情報が速やかにいく。あるいは将来は災害があれば監視カメラを設置できる。あるいは学校間のテレビ会議やあるいは学校間の教育に使えると、災害の対象になった場合は、速やかな伝達が状況も含めてできる。あるいは本庁の資料や地図情報、その他支所においてもあるいはそれぞれの施設間においてもやりとりができるということでございます。道路で言えば比較的広目の道路をつくってにおいて、消防車も走れるというふうな感じのイメージでとらえていただければ結構だというふうに思います。

つけ加えますが、ケーブルテレビのニーズが急激に高まっておりますので、その幹線はケーブルテレビも使えるような十分な光の線数を入れるということになっております。ちなみに既に西の方の5カ町村は、既にイントラの仕組みがもうでき上がっております。この残りの5カ町村ができると同時に、そこに乗るソフトは残りの旧5カ町村でも利用できるというふうな仕組みでございます。地域間の格差を是正するためにもということで、イントラの事業を考えております。

それから、地域イントラネットの事業内容と計画事業全体の費用はどれくらいかかるのか。イントラネットだけが非常に補助の対象額も大きゅうございますし、これによって将来のケーブルテレビの費用もセーブできるというふうに考えておりますが、詳しい内容は課長の方から説明をさせます。

それから、南佐渡森林組合の事件につきましては、小木町が平成13年度から15年度に南佐渡森林組合に委託した緊急地域雇用創出特別基金事業の不正受給に関して、6月定例議会での金山議員の一般質問にお答えさせていただきましたので、その後の経過についてご説明します。同組合への3カ月間の指名停止は、

6月14日から9月13日までの期間で実施されました。また、今回の9月補正で歳入歳出に計上させていただきました南佐渡森林組合への委託金の平成13年度、平成14年度分430万円につきまして、予算議決後同組合に対し、佐渡市歳入へ戻し入れをさせ、佐渡市は県に返還金として歳出することになります。今回の再発防止策として、補助事業の適切な実施を図るため、検査員制度を強化し、本庁、支所担当課が連携して、適切な検査体制確立を図っています。佐渡市として、南佐渡森林組合に対して、組合運営の早期健全化を図るため、県担当課と協議しながら、佐渡市関係各課が連携して指導監督に当たる中で、佐渡市の責任を果たしていきたいと考えております。

それから、この後の経営責任をどういうふうにか考えるかということでございます。緊急地域雇用創出特別基金事業の委託金を事業要件に満たしていないにもかかわらず、虚偽の実績報告により旧小木町、現在佐渡市から不正に受領したもので、極めて不適正であり、本市との信頼関係が絶たれるまことに遺憾な結果でございます。議員の言われるように、経営責任につきましては、当然経営責任はあるわけでございまして、組合内部の問題ではありますが、公金であるということも思料し、今後は新市に反省した上で組合自らが再生に向けて組織改革、改善に一体となって取り組んでいただきたいというふうに考えております。いずれにしても、佐渡市の林業振興、発展に重要な組織である組合の早期健全化を推進させる責任も有しているというふうに考えております。

あとビエンナーレにつきましては、教育長の方に説明をゆだねます。

○議長（浜口鶴蔵君） ビエンナーレについて、教育長の答弁を求めます。

○教育長（石瀬佳弘君） それでは、私の方から佐渡國ビエンナーレ近藤福雄賞写真コンテストのご質問にお答えいたします。

このコンテストは、議員ご指摘のとおり佐渡が生んだすぐれた写真家である近藤福雄の業績をたたえて、旧金井町が設けたコンテストで、今年度でちょうど4回目になるかと思えます。平成16年度は、合併して1年目でもありますので、それぞれの地域の事業は新市がそのまま引き継いでおります。したがって、一応ことしのご質問にありました審査と基準の問題について、ことしの状況をお話ししたいと思います。

審査団体についてのお問い合わせですが、審査は団体ではなくて、3名の審査員をお願いしています。平成9年4月に立ち上げた佐渡國ビエンナーレ近藤福雄賞写真コンテストの実行委員会では、新潟二科写真部の渡辺収一郎氏と渡辺氏より紹介いただいた秋山庄太郎、中村正也氏の3氏を審査委員に選定し、第1回、第2回の審査を委嘱しました。審査委員長は、ご承知のように秋山庄太郎氏であります。3回からは、飯島志津夫氏に審査委員をお願いし、第4回からは吉田政行氏に審査委員長として就任いただきました。この秋山庄太郎氏の件につきましては、ご存じだと思いますが、お亡くなりになったというようなことで、審査委員長がかわっております。

審査基準でありますけれども、近藤福雄がご承知のように佐渡の風景や風俗をすぐれた感性で活写した写真家でありましたので、そういう氏の遺志が伝わるような四季を通じて佐渡の風俗、風景を写したものと、こういうことになって、賞の設置目的に基づいて、応募規定に合致したものを審査の対象としています。応募作品につきましては、審査委員会では本当に佐渡で撮影されたものかどうかということにつきまして、厳重にチェックしております。また、審査委員の先生方には、佐渡を愛した近藤福雄氏にちなんでコンテストの目的を理解いただいて、佐渡らしさが伝わる作品であることを審査の最重要ポイントとしてい

ただいておるといことです。さらに、公平性を保つため、審査員には出品者の氏名や住所等は一切知らせておりません。

また、以前は旧金井町で構成していた実行委員でしたが、佐渡市になりましたので、市内全域、真野、新穂、羽茂あたりから実行委員をお願いしているわけですが、協力いたしまして、さらに観光課、観光協会からも協力を得て合併したメリットがあらわれるような、全島的な規模で進めているところであります。今後の課題としては、さらに地域、年代、所属、いろいろな方々から応募いただけるように改善を加えていきたいと、こういうように考えておるところでありますといことです。議員ご指摘もありましたが、私自身近藤福雄の写真集の出版に若干かかわった立場といたしますと、本当に近藤福雄の思いがこのコンテストにあらわれているのかどうかといことについては、若干の思いもあります。そういうことも含めて、これからは佐渡市の一つの事業となりますので、十分その点も生かしてこの後運営していきたいと、このように考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） 農林水産課長。

○農林水産課長（齊藤 博君） ご説明申し上げます。

災害対策本部の設置についてであります。先ほど市長の方からもお話がありましたとおり、若干8月20日に台風の被害があつてから、27日に災害対策本部を立ち上げたといこと。対策本部そのものが遅いのではないかとい話でございましたが、その20日時点から私たち担当課あるいは各支所から被害状況を全部把握するのに全力で当たってもらったわけなのですが、25日の時点で水稲の被害が当初考えていたよりも非常に大きな被害があるといこと。26日の日にこのままでは対策本部を立ち上げて対応しなければならぬではないかといこと。各関係機関より最終的には現地確認をしてもらいましたが、非常に被害が大きい。それでは、対策本部を立ち上げましょうといこと。この対策本部そのものも15号農作物被害対策本部といこと。佐渡市のすべての対策本部といことではなくて、農作物が被害が非常に後で大きなのがわかつたとい関係で、そういう名前で立ち上げさせてもらっております。

それで、各関係機関、県ももちろんですが、9月の2日には農林水産省の水稲の担当者、また北陸農政局からも現地への確認に来ていただいておりますし、9月2日より週1回ですが、対策本部の事務局会議を持ちまして、この後考えられる対応策といこと。各議員さんに今まで質問の中でお答えしてきたような対応策を今即実のあるものといひますと、なかなか個人に対してはいろいろ検討しておるわけなのですが、融資制度でこの後無利子の融資制度も考えられておりますので、そのようなことが一番大きな協力できることではないかと思っておりますし、この後国に要請できるものはお願いいたしますし、県ももちろんでございますが、農協さんは農協さんで独自に要請あるいは要望等を出していただいて、今現在に至っているわけでございます。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 企画情報課長。

○企画情報課長（齋藤英夫君） それでは、イントラネットの事業内容、事業全体の費用について補足の説明をさせていただきます。

イントラネットの事業でございますが、これにつきましては、先ほど市長の方から申し上げましたよう

に、市内全域に均一の行政サービスを提供したいということから、この計画をしたものであります。具体的には両津の支所内に地域の情報センターを整備し、市役所、支所、出先機関、病院、公民館や小中学校の公共施設を光ファイバーで結びたいというものであります。総体の延長今現在233.48キロメートルを予定しております。自営の光ファイバーを設置をして、これらの公共機関を結んだ上で、行政情報等の情報を市内全域に流したいということでありまして、当面行政間の施設を結ぶということでありまして、この当初に乗せるソフトの関係であります、四つございまして、最初は、GIS、これは地理情報の関係であります、地理情報を定番にした行政情報提供システム、それから教育学習情報システム、医療福祉情報システム、防災情報システム等であります。具体的なシステムの内容等については、この後委託をした上で、具体的な事業内容を構築していきたいというものであります。

事業費であります、現在ハードの部門であります、約13億1,000万を予定しております。このうち国からの補助金が約3億7,000万、これはハードの部門に限定してであります。ソフトの部門、先ほど言いました四つのソフトの関係では、総事業費4,500万でありまして、うち1,500万が国に補助金ということになっております。このほかの財源でございますが、主に県の合併交付金であります、この合併交付金8億9,000万を予定しておりますし、このほかに合併特例債5,300万余りを予定をしておるところであります。この事業の目的というものにつきましては、これまで申し上げてまいりましたが、国のIT基本法に基づいての制度ということでありまして、今後は電子自治体を目指すという中で、いろんな機能がもたらされるものというふうに理解しております。よろしく願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 小杉邦男君。

○17番（小杉邦男君） それでは、順を追ってさらに質問させていただきますが、まず災害後の対策本部等の状況について、今お聞きしたところでありまして、私が地域の人との間で話をして聞いておることでは、こういう災害が突発的に起きた場合の連絡網として、あるいは広くは対策体制になると思うのですが、各集落との連絡、これが密になることが災害の早期のある面では解決を含め、対応に非常に必要なことだと私は思っております。そのようなことが少し抜けていたのではないかというふうな、これは個々の人にはいろいろな場面での認識の違いがあるかもわかりませんが、そういう声も聞きまして、中身を聞きますと、ああ、もうちょっとそこらあたりに工夫が必要かなというふうに感じたのであります。特に申し上げますと、船舶災害の関係です。その後の後始末等についての連絡がもうちょっと密にしてくれたらと、こういう話がありました。そのあたりはどうですか。そういうふうなことに対する対応は、恐らくそういう話があったと思いますが、どのような対応をされたのか、お聞かせを願います。

○議長（浜口鶴蔵君） 農林水産課長。

○農林水産課長（齊藤 博君） ご説明いたします。

今ほどの船舶被害についてですが、これは一番最初に20日の日の2時半から3時半ごろに津波と申しますか、2回ほど大きな津波みたいな大波が来て、みんな引き出されて被害に遭ったということを知っているわけなのですが、そのような関係で、一番最初に被害の状況を教えていただき、午後から市長始め現地を見せてもらって歩いたわけなのですが、その後の対応については、各支所をお願いいたしまして、全島的なものでもありましたので、支所をお願いしまして、支所の担当課の方から対応していただいていたわけございまして、うちの方で指示云々というよりも、支所の方で後のごみの方も環境保健課の方と

一緒になって対応していただきました。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 小杉邦男君。

○17番（小杉邦男君） では、出番がないのでありますが、支所の特にこの船舶災害、相川は大きかったと思うのです。今課長の方から支所の方で対応されたということではありますが、恐らく共通することだと思います。相川としては具体的にどのようにされたか。支所長さん、ご苦労さまですが、できましたらその状況を教えていただきたいと、こう思います。よろしく。

○議長（浜口鶴蔵君） 相川支所長。

○相川支所長（大平三夫君） 相川の対応についてご説明申し上げます。

災害を聞きますと、夜中ということもありまして、明るくならないと危険も伴うということで、明るくなりますと、職員を全員集めまして、消防と一緒にになりまして、3班に分かれ、そして現地調査に入っております。そういう状況を見きわめて、その後の対策といたしましては、船揚場のごみ等が大変多いということで、それをどうするかという一般の方からの連絡がありましたので、一応1カ所あるいは何カ所に固めていただくということで、あとまた協議をして連絡をするという形をとっております。

それから、船舶については、それぞれ集落の方々が対応したというふうにお聞きをしておるところでございます。よろしくをお願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 小杉邦男君。

○17番（小杉邦男君） それでは、その他同僚議員からも幾つか質問があったところではありますが、ぜひ今回の突発甚大な災害をかんがみて、今後の防災対策について早く防災計画をつくり上げて、特に私はその点で望みたいのは、従来も各消防署に地域の防災のそういう対応するようなパンフレットが相川ではできておりまして、各世帯いただいております。そういうものもぜひつくっていただく必要があるのではないかと。その中には、余り分厚いのではなかなか見ませんので、できましたら緊急の場合一目見てすぐ状況が判断ができて、住民対応ができるような、そういうものを防災計画の中には一つとして入れ込むような工夫をぜひしていただきたい、このように考えるところであります。そのあたり消防長は何か防災についての今後の対応について考えがあったら聞かせてください。

○議長（浜口鶴蔵君） 消防長。

○消防長（加藤侑作君） ご説明申し上げます。

地域防災計画につきましては、私どもの所管でございませんで、総務課の方でございませんで、ひとつよろしくをお願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 総務課長。

○総務課長（親松東一君） ご報告します。

今の小杉議員おっしゃるとおり、せっかくつくるのですから、住民の方にわかりやすい、一目見てぱっとわかるような、そういう内容でつくるようでありましたらつくりたいと思っております。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 小杉邦男君。

○17番（小杉邦男君） では、幾つかの点をお聞きをいたしましたが、最後にこの災害対策については、こ

の後の支援がかぎでありますので、ぜひ支援対策がはっきりしましたら、関係する地域住民に迅速に徹底をして、その救済に当たるよう要望いたしたいと思います。

それでは、話を交えて、相川を中心街の越波災害についてお聞きをしましたが、ぜひ特に相川のあの中心地でありますので、現場も一遍市長に見ていただきたいとは思っておりますが、ごらんになったかわかりません。もう既にあれは平成9年でしょうか、7年に事業が終わったのです。恐らく30年近くかかったのです、公有地の造成は。それで終わったのです。ですから、返すとあの場所は30年前の場所なのです、今一番被害を受けたところは。あそこは、一番端のところにクラックが入っています、防波堤に。ぜひ一遍ごらんになっていただきたい。私は、素人考えですが、あのクラックはある面では重大事故につながるのではないかと心配をいたしております。2本入っております。北側の1本は、幅が少し出るぐらいのクラックであります。

そして、あの構造は翻りますと、昭和47年でしょうか、もともとは5メートルの高さだったのだ、あれは。今7メートルでしょう。沖も何も見えはしないわけです。5メートルだったのです。そして、その50メートル沖に消波工をつくってバウンドをさせてくると、沖はきれいに観光地として、周囲は見えますと、こういう構造だったのです。昭和47年ご存じのように大変な財政危機で、国の財政危機、それは分担が国でした。金がありませんと、こういうことになって、7メートルに化けたと、こういうことです。ですから、今回の災害は一つはそういう構造上の要因もあるというふうに私は申し上げた。あれは、ずっと50メートル消波工がついてバウンドしたら、波はあんなに上がらない。ですから、改めてそのクラックを見ていただいて、あそこはほうっておくと、さらに二次災害の心配が私は素人目に思うのです。だから、ある部分では見ていただいて、あれに対する対策、先ほど一定の対策を考えておられるということで、あそこはもう一度そういう構造を考えていくことがぜひ必要だと、このようにこれは回答は要りません。望んでおきます。十分な対策をお願い申し上げたいと、こう思うところであります。

それから次は、障害者の通所の授産施設の関係であります。既に設計についての予算も上がっていると、こういうことであります。承知をいたしました。この施設は先ほどの市長の答弁のように、知的の障害と精神障害一緒に、一緒に入るのではないのでしょうか、そのあたりどういうぐあいだか聞かせてもらいたいのですが、それぞれ障害を持って、特異な障害である。これは偏見という意味ではありません。一方は精神障害者であり、一方は知的障害者であります。どちらにしても、社会生活が十分にできないと、特異な障害を持つ方々でありますから、その運営には十分配慮が必要だと私は思っているのです。そのあたりについて一つはどのような運営をいたしていくのかということ、それから先ほど市長の答弁でありました。私聞き漏らしたのか、施設利用の対象者数、答弁ありましたか。対象者数とその利用を実際にされる人の見込みについて、これ私の聞き間違いならもう一遍課長がよろしいのでしょうか、市長でしょうか。お聞かせいただきたい。

○議長（浜口鶴蔵君） 野市長。

○市長（野宏一郎君） それでは、お答えいたします。

先ほどちょっと言い足りませんでした。知的、精神、これ別棟で二つに分けてやります。もう一つは、先ほど申し上げたのは規模のことを申し上げたので、利用したいと考えている方がどれぐらいいるかというのは、ちょっと私知り得ておりませんので、課長の方から説明させます。

○議長（浜口鶴蔵君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（熊谷英男君） それでは、説明申し上げます。

知的障害者につきましては、岩の平園あるいはあんずの家で実績のあります社会福祉法人佐渡福祉会の方へと、それから精神障害者の施設につきましては、つい7月に新穂地区で設立されました社会福祉法人とき福祉会の方へ要請をしたところ、内諾をいただいております。ただ、指定管理者制度の問題というか、絡みもございますので、一応ストッパー的にといいましょうか、そういうことで内諾をいただいております。

それから、知的障害者、精神障害者の対象者の関係であります。相川地区に限って申し上げますと、知的障害者が現在69名というふうに数字つかんでおります。それから、精神障害者の数が143名ということで、私ども把握しておりますが、そのうちそれぞれ現時点で入院されている方、入所の施設に入っている方、あるいは通所されている方等々いろいろございます。それから、いろんな関係者と協議の上で最終的に施設規模としまして、小規模の施設になりますが、知的の方では10名の定員、それから精神の方は19名定員ということで、構想を進めております。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 小杉邦男君。

○17番（小杉邦男君） それでは、これは市が建物を建てて、運営は今言われるところで運営をするということになるわけですが、利用者の関係はこれは相川の地区だけに限るものでございますか。広く条件があればその他の地区からも通所は可能でありますか。

○議長（浜口鶴蔵君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（熊谷英男君） 説明いたします。

相川支所の担当課の方といろいろ協議をしまいいりました。佐和田の一部が可能であるということで、一応見込んでおります。その他バスに乗ってでも通所してもいいという希望者がおればもちろん受け入れ可能であります。

○議長（浜口鶴蔵君） 小杉邦男君。

○17番（小杉邦男君） それでは、今これに関連する施設は保護者が大変に高齢化をしているのです。そして、この子供を言い方は適切かどうかわかりませんが、残して私はどうしようかと、こういう悩みを持つ世帯が多いのでありますが、したがってこれはさらに踏み込んだ、例えばグループホームとか、そのような他の先進地で今地域のそういう福祉ケアとして取り組んでいるそういう施策を積極的に私は取り組んでいく必要があると、こういうふうに考えます。ですから、私は最後にこの人数を見てもわかるように、人数は多いですが、利用者はこれだけあります。その他の人は在宅であろうと考えます。そうしますと、これらの人のそういう福祉ケアについて、将来積極的に力を入れる必要があります。この点について最後に市長に答弁をいただいて、この点を終わりにしたいと思っております。

○議長（浜口鶴蔵君） 野市長。

○市長（野宏一郎君） 確かに本人の問題以上に、保護者の問題というのは大きな問題だと思っております。底辺に非常に多い方々が苦しんでおられることを考えますと、それらの整備について努力をしなければいかぬというふうに認識しております。

○議長（浜口鶴蔵君） 小杉邦男君。

○17番（小杉邦男君） それでは、変えまして、最大の課題の一つだと私は思っているのですが、質問する私自身が余りよくわからないので、困るところがあるのですが、今ほど地域イントラネットについては、市長並びに担当課長の答弁並びに説明をいただきましたが、わからない。そして、これはどうして今これ急いでやらなければいけないのか。これが私の最大の疑問であります。そして、この経過を見ますと、こういうことなのです。これが正確だかわからないのですが、そちらからいただいた資料で、旧市町村における地域イントラネット基盤整備事業に関する協議と、協議の経過は書いていないわけです。これは日程だけ簡単に申し上げますと、15年の6月に話が出てきて、そして15年の何月でしょうか、同6月です。その前まだ検討されておらぬのだ。各市町村の合意のもとに要望書を提出して、予算獲得をして、最終的に16年4月に内示が来たのと、こういう莫大な金額を私らに教えてもらって、資料もいただいています。このような事業をやるのに、こんな超スピードで、しかも十分に理解をするいとまがなかったのではないかと私は思うのです。だから、今議会の中でもどうも納得してわかったという人は余りいないようなのです。本当は、これはもっと予算をつくる前の議論を私はやっておるのではないかと、非常に不満を持っているのですが、十分議会も理解ができるという、そのことが必要だったのではないかと、思いませんか。わからないうちに予算も通してしまった議会の責任はありますけれども、これはやっておくことで手落ちがなかろうというので、ある面では理解が半分で通したという要素があったと私は思うので、ですから私はこの35億になりなるとするような莫大な金額を今急いでやる必要があるかどうか。そして、そうであればさっき市長が言われるようにテレビ見たいのだという話がありますから、テレビ見るためのほかの方策はないかどうか。テレビ見るにはどうしてもこれ本線を通して、わき線を引かなければだめだと、こういう話であればまたこれはそれでも要るのかという議論も私必要だと思いますが、そのあたりはどうかという気持ちがいたします。

ですから、私はまずなぜこんなに急がなければいかぬのか。そのことについて答弁はしにくいかわからないけれども、これは市長が答弁せねばならないかな。

○議長（浜口鶴蔵君） 野市長。

○市長（野宏一郎君） そんなに難しいことではありませんで、e-Japan構想で政府もやろうとして、現に5カ町村は既にイントラのケーブルは引き終わっているわけです。そうすると、ご理解いただきたいのですが、佐和田、真野、それから赤泊、羽茂、小木はもう既に両方ともほとんどでき上がっているような状態、そうしますとそれでは残りの旧5カ市町村をどういうふうにネットワークするかという話になってきまして、そのときにこれはその当時は私は考え方を組み立てる中にはいりませんでしたけれども、聞いてみますと、ケーブルテレビからやろうか、それではイントラからやろうか、それとも一緒にやろうかということになるわけでございまして、当時は国はイントラの方に非常に厚くやりなさいと、行政間の情報ネットワークをつくりなさいという指導があったと聞いています。それについては、補助金も非常に厚目につく。ケーブルテレビよりも厚くつく。5カ町村の特に相川、両津、非常に海岸線を長く、総工事も非常にケーブルテレビは大きいことを考えると、当面補助率のいいイントラネットを先にやろうではないかという意見になったというふうに報告を受けております。

それで、私もその後なかなか忙しかったので精査できなかったのですが、きょうまでの間に見て、それ

では指示しているのは実は補助事業と補助対象外のやつがございまして、補助対象外のやつはなぜ入っているかという、一つにはつまり単費でやらざるを得ないという、13億幾ら。35億というのは、将来の大きなソフトまで入れてございまして、当面は13億、それからソフトの5,000万とか、そういうものなのでございすけれども、それでは有利な13億5,000万の中で事務方は非常に理想的な仕組みをつくろうとして、補助対象外の単費の分まで入れてあるということであれば、何とかそのところをどこまで単費なのかという精査を始めたところでございます。それから、いずれにしても、非常に補助率はケーブルテレビよりよかったということがございますので、幹線をそれによってネットワークできるということは、総合的に考えるとケーブルテレビももしやるということになれば、総経費は安上がりになるというふうな認識に今は私は立っておるところでございます。それで、有線の方をお願いしたいということでございました。

それから、もう一つ、途中から出てきました衛星の利用の問題でございます。ケーブルテレビの今の番組だけを2チャンネルだけ見るのには、もしかしたら安いかもしれません。しかし、あそこの中に出てきていない問題が幾つかございます。見積もりの中に入ってきていない問題があります。なぜかという、一つの地域は同じようにケーブルを引きたいというふうな提案があるそうでございます、彼らの中に。そういうものはどこにも入っていないわけです。本来であれば衛星通信というのは、個別受信でございます。ということは、チューナーをそれぞれに買い与える。どれだけ補助を出すかは別にしまして、個別に受信していけば2チャンネル分はあの料金で13億ぐらいのインシャルコストと、それから年間2億の、これは一般会計から出し続けなければいけませんけれども、それを出し続ければ2チャンネルは見れるということでございます。そのほかにいろんなメニューがあるものを、つまり今までの格差をなくそうとしていろんな南部5カ町村、言い方がちょっと正確ではありません。それと同じメニューを入れようとする、別料金がかかりますよというのが基本的でございます。衛星通信というのは、非常に広く全国に配信するには非常にいいのですが、この狭いエリアだけを配信しようとする、通信料が非常に高いということが言えます。そのほかに一番苦手なのは双方向でございまして、もしインターネットでもやろうとか、あるいはテレビ電話でもやろうとか、あるいは先ほどの監視システム、海岸の監視システムをつくろうということになりますと、別途に、あるいは防災をやろうとすると、非常に大きなお金が別にかかってくるわけです。おまけに防災については、できないことはないのですが、例えば置いてあるアンテナ、つまり衛星に電波を打ち上げるアンテナが揺れ動けばちょっとした拍子に電波が戻ってこないということでございます。激しい雨になれば映像が乱れます。そういう意味で、防災無線には通常の常識ではなかなか難しいだろうと。しかし、全然できないかといえば、99.何%は確かに実績としてはできるのですが、そのときに万が一のことがあったときにそれではどうなるのかという話にもなっておりますし、急に出てきた話にはなかなか難しいと、可能性はないわけではないけれども、難しいというのが正直な私の感覚でございます。

ですから、新たな格差ができる。つまり格差をなくそうと思って施設をしたら格差がなくなる。1回大きな施設をすると、もう変えられない。いつまでも通信料がかかってくる。確かに計算すると10年ぐらいまでは2チャンネルだけを送るのでは安くなると思います。では、その後どうするのか。いつまでも10年間20億払い続けなければいかぬということが本当に新しい市のための将来にいいのかどうかということに

なってくるわけです。そういう意味で、長々と話ししましたけれども、私の考え方を申し述べさせていただきました。

○議長（浜口鶴蔵君） 小杉邦男君。

○17番（小杉邦男君） 私は、市長がどれが費用計算をするとどの施設がベターかというのは、これはその計算上のことは私はわかりますが、拠って立つ基本がこれは慌てるべきではないということで私は考えておるものですから、費用計算の単位は後の問題であると、こういうふうに考えて今発言をいたしておるところであります。そして、仮にケーブルテレビ入ったといたしましよ、最終的に。それで、ちょっと待てよと言いながら、これ言うのは変な話ではあるかもわかりません。後のことであります。実際にやっているところの実績でちょっとお伺いをしたい。

ケーブルテレビジョンの加入状況であります。市長が今答弁するようにうまくいくのかどうか。8割方まで収入見込みをしているというのですが、実際の現状は今のところどうか。これ理由があるのなら後でちゃんと教えてください。佐和田が加入率は世帯641に対して307、57.72であると。それから、真野が74.22であります。小木が74.56であります。羽茂、赤泊はほぼ100%で、97.04の91.23、平均で81.33で現況はあります。そうしますと、これはそんなに言うように加入そのものがおれは便利がいいことだからおれは入ると言うて入るのかどうか。このことだって考えなければいかぬ問題点が出るのではないかと私は思いますが、そのあたりはどうでございますか。

○議長（浜口鶴蔵君） 野市長。

○市長（野宏一郎君） そのとおりでございます。ですから、建設計画にはのっております。膨大なお金がかかることでもありますので、ゆっくり今後検討しようというところでございます。ところが非常に早くやれという声も上がりました。それは、議会中継のせいだと思います。ですから、そこまでしなくともゆっくりといいますか、一つ一つ追って市場調査をし、それからこれをいつまでにやるかという調査がなければなかなかこういう大きなビッグプロジェクトというのは実行に移せないわけでございます。それは、これから十分調査をしてやるということでございまして、例えば年間にさっきの星の話になりますか、衛星になりますけれども、年間2億円を払って、実際見る人は本当にいなかったらどうするのだということになるわけです。まだケーブルを引いた場合には、幹線はお金がかかりますけれども、もし入らなければ末端の工事はしないでも済むということになるかもしれません。あるいは全然そんなもの要らないという地域が多いかもしれないのです。何も調査していないわけですから、そこところは改めて、ただ幹線だけはイントラで補助も厚い仕事を申請でもあるので、これは引かせていただければ、この後やるにしても、やらないにしても非常に有利になるという意味でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 小杉邦男君。

○17番（小杉邦男君） 期せずして市長の答弁で慌てましたということだと私は思います。そういう答弁、市長は違うと言うが、私のとり方はそうであります。ですから、きちんとしたある面では利用調査とか、ある面では金がかかるのなら市場調査、それがきちんとされていないのです。それで仕事の話が動いている。そして、今のような結果になっているとらえてよろしいではないですか。そうであれば、この前の同僚議員の財政分析をした資料なんかを見ますと、今台所は火の車ではありませんか。そうであれば、私はこの仕事は急ぐ必要はない。そして、十分今市長が答弁されたように、十分市場調査なり、利用調査な

り、住民の意向調査なりをして、ふんどしを締め直すと、これが本来のあるべき私は姿だと思う。こういう財政多端な折に将来全部まとまったら35億という金額になるような大仕事を急いでやる必要はないと、このように私は申し上げたいと、こういうふうに思っておるところであります。見解は違いますが、住民の声はそこだということを強く申し上げておきたいと思えます。市長私の考え方に異論があるかわかりませんが、一言答えていただいて次へ移ります。

○議長（浜口鶴蔵君） 野市長。

○市長（野宏一郎君） 私が申し上げたのは、ケーブルテレビは十分検討してから進んだ方がいいと。市場調査が必要だと、市場というのは個々の人間のあるいはお宅の希望を聞いてからしなければいかぬ。インターネットの場合は、もう既に5カ町村引いてあり、かつ厚い補助があって、それから行政もそれなりの平等性といえますか、そういうことが必要だろうというふうに思えます。将来ケーブルテレビをやるやらないは別にして、多目の光線数を入れ込むことによって、大したお金ではないのですが、それを入れることによって、将来に備えるというシステムをご提案申し上げているわけです。

それから、35億と申しますが、そんなにお金はかからないです。今課長が言ったのは、これからやりたかったソフトを積み増ししてそういうことになっておるのでございまして、ちょっとご理解いただきたいと思えます。

○議長（浜口鶴蔵君） 小杉邦男君。

○17番（小杉邦男君） それでは、もう一点どうしても先ほどの課長の説明にあった、私はわからないのですが、わからないまま聞いておるものだから困るのだけれども、いわゆるうちでパソコンを使ってやるような、そういう線としても利用ができるという、こういうことであろうかと思いますが、そうですね。思いますが、これは仮に利用するとすると、佐渡市はこれは通信事業者の何か規定による資格が要るのではないかと思われるのですが、直接これは佐渡市がその間に入る手だてはできるのですか。入れば一定の金をいただくわけですね。そのあたりはどういうことになるのです。

○議長（浜口鶴蔵君） 企画情報課長。

○企画情報課長（齋藤英夫君） 説明をさせていただきます。

インターネットの部分につきましては、今自治体として佐渡市が卸の電気事業者としての許可を受けております。実質的に主体的にやるということではありませんで、今旧真野町を始めとする既にケーブルテレビが入っている箇所につきましては、佐渡テレビさんの方をお願いいたしまして、その事業を卸しておるということで、事業主体には佐渡市はなっておりません。そういうことであります。今後ともそういう形で進めていけるものだというふうに思っております。

○議長（浜口鶴蔵君） 小杉邦男君。

○17番（小杉邦男君） 今の答弁によりますと、佐渡でその事業をやれる人は、佐渡テレビさんと、こうなります。それ以外に業者はおられますか。

○議長（浜口鶴蔵君） 企画情報課長。

○企画情報課長（齋藤英夫君） 説明いたします。

今現在そういう形をお願いをしておるということでありまして、新規の方が出てくればそれはまた別でございまして。

○議長（浜口鶴蔵君） 小杉邦男君。

○17番（小杉邦男君） 最後にいたします。感想だけ述べておきます。

今の話を聞きますと、パソコンで通信をするような仕事をやれば、佐渡テレビさんをお願いしなければいかぬ。そのときには私はわかりませんが、月額相当の利用料を取るということになるのではないかと、こう思っておりますが、そして基本的な施設は佐渡市が全部やるということになると、佐渡テレビさんばかりではありませんが、その業者にとっては大変にメリットがあると、こういうことに私はなるのではないかと思いますので、そのあたりの、それは通信事業としては当然なことだと言えばそうですが、佐渡の事情からいえば、どうかと、こう思われるのではないかと、このように思うところであります。ほかの人も聞くような内容かもわかりませんが、市長答弁いたしますか。

○議長（浜口鶴蔵君） 野市長。

○市長（野宏一郎君） そのこのところは検討していただいて、佐渡テレビが入らないようにしろということであれば、それで結構でございます、別にそれはインターネットをやらないということに決まれば、それであれですし、そのこのところは議会とも相談しながらやるわけでございます、インターネット事業をやるということは、決まっていなわけです。これから調査をしながらやっていくということになるのではないかと、このように思いますので。

○議長（浜口鶴蔵君） 小杉邦男君。

○17番（小杉邦男君） 嫌みを言ったかわかりませんが、そういう問題もあるということでありませう。

それでは、南佐渡森林組合の緊急雇用対策交付金の問題について、既に市長の方から経過についても細かく述べられました。新聞報道等もあります。ぜひこの問題は健全経営ができるようにぜひ解決を図っていかねばいけない、こういうふうにご考えておるところであります。そして、これについてはこれは本来わかり切った話であります、本当にこれは失業状態が大変に状況になって、ある面ではこれは失業されている人たちをぜひ救済をしたいと、こういうことで始められた事業なのです。ですから、そういう人が雇われて、多少でも生活の糧を得て、生活基盤が強化されるという、こういう制度なのですが、ところが先ほどの話のようにその失業者が雇われていないのです。そして、森林組合の既に雇われている職員の名前を使って委託金を受けたというのが一番わかりやすい。そして、そのことを全く先ほど虚偽の報告と、全く虚偽の報告で申請並びに事業実績を3年間にわたって行っていると、こういう問題をばらんで、佐渡市はこれはいけないということで、指名停止等のそれなりの対応を努力して当然のことではあります、とったということではあります。そして、9月13日にある面ではペナルティーが切れたわけではあります、私はこれは状況はこの間の新聞等によりますと、新潟県の方がこれは森林組合法でいうと、法律的な指導所管は県であります。佐渡市ではないのだと、これは承知をいたしております。ですから、県はそれなりの自分らの守備範囲として監査に入り、内部チェックをきちんとして、そして10月の末までには報告をよこせと、こういうふうにご指導しているというふうにご聞いておるところではあります、この県の指摘については一部書いてありますが、何か内容について連絡を受けて承知をいたしておりますか。

○議長（浜口鶴蔵君） 観光商工課長。

○観光商工課長（斎藤 正君） お答えいたします。

昨日県の方に照会をいたしましたところ、私どもは労政雇用課の方の担当でございますので、

7月の21日付で南佐渡森林組合に対して文書を出したと。報告期限は10月29日の金曜日ということでございますが、中身についてはお知らせをいただけなかったと、こういうことであります。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 小杉邦男君。

○17番（小杉邦男君） 県の独自の監査でありますから、当然結果が出るまでは中身を教えてもらえないというのは当然のことだと。ですが、類推はできるのです。県も大変な悪質な不正事件だと言っている。相当の注射をすると、その覚悟で監査をいたしたというふうに取り取れる新聞の記事だと私は理解をいたしました。そして、これに対して平山知事も対応を厳正にウオッチしていくと、ウオッチはどういう意味かわかりませんが、していくと、こういうふうに答えているというような新聞報道もありました。私は、このような大変に世間にある面では広まる問題であったと思うのです。ですが、内部ではまだこのことを本当に反省しているかと、ないように私は思うのです。頭下げると風が通り過ぎると、もとへ返ると思っっているのではないかという節があります。なぜだと言いますと、いまだこの経営責任者、組合長含めて。責任者が責任をとったということ聞いていないのです。世間では、こういう事件が起きれば、当然責任者が責任をとって明らかにして、その経営の再起を期する。このことによって、組合員の信頼を得る。これが常識だと思うのです。これが果たされていないのです。

ですから、私は佐渡市には先ほど冒頭言われたように、法的な既存権限はありません。ありませんが、森林という重要な佐渡の農林行政に対して、これが傾くか立ち直るかは地域産業政策の重要な課題だと私は思います。ですから、佐渡市はそんな法律論言わないで、もう少し中へ入って、責任と、私言いたくないのだけれども、職員もできが悪いのです。このことを3年間とめられない職員もできが悪いと私は思うのです。ですから、そういう意味ではあわせてこの組合は人心の一新をすること、このことをぜひ助言をしていただきたい。そして、組合員の信頼を得なければ、あそこの組合は経営が困難になりますでしょう。そして、あわせて私は問いたいのですが、ペナルティーは明けました、13日でありました。今私が申し上げたようなことが実行されなければ、改めて私は佐渡市はペナルティーを検討すべきである。いじめる意味ではありませんが、私そうして立ち直らせてやっていただきたいと、こういう気持ちがありますが、いかがですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 野市長。

○市長（野宏一郎君） 厳しいご質問でございます。確かに法的にはここでクリアされたということでございますが、担当にもよく聞きまして、精査してそれなりの行動をとりたいというふうに思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 小杉邦男君。

○17番（小杉邦男君） 推移を見守りたいと思いますが、ぜひ対応をよろしく強くお願いを申し上げておきたいと存じます。

それでは、一番私が苦手な文化課題について最後に質問をいたしたいと。先ほど教育長から懇切な答弁をいただいたところでありますが、問題点指摘をして、さらに今後の審査のあり方について改善をいただければありがたいと、こう思っているところであります。

それで、こういうことなのです。これは、教育長が言ったことをもう一遍言うようではありますが、この写真コンテストは、故近藤福雄氏の志を継いで、現在の佐渡を活写した写真を後世に伝え、もって我が国

の写真文化がさらに発展することを目的に開催をしますと、こういうことであります。ですから、佐渡の風物と生活を正確に知らせて、それでその写真が芸術性があるということがもちろん条件だと思えます。そういうものが近藤福雄を顕彰する写真だと思うのです。どう思えます。そのことについて恐らく先ほどの答弁とちょっとこの写真を見てもらいます。市長見てください。

幾つか付せんがつけてあります、写真のところに。感想は聞くまでもないと思えます。付せんにメモしてあります。こういうことなのです。本来は佐渡の自然なんていうのは、自然というのはいまのままということです。そして、そのことの佐渡のよさをきちんと伝えるというその写真展です、これは。ところが、そうではないのです。岩の上に乗って、そして火をたいて、羽茂の神楽であります。つぶろさしが踊っていると。こういうものが最高賞になっているのです。これは、佐渡の写真愛好家から言うと、どうかなと。これは一般の公募展のある面では写真をいろいろ言い方は俗ですが、改造して芸術性が高いような、奇抜なものをつくって入賞するというのがあります。それはそれでいいと思うのです。近藤福雄の写真展はそうではないのです。市長感想言えますか。

〔「ノーコメント」と呼ぶ者あり〕

○17番（小杉邦男君） ノーコメントは私と同感だということだと思えます。教育長も同感だと思えます。ですから、これは審査員の悪口言うのではありません。ありませんが、近藤福雄を顕彰する写真展としてどうあるべきかという認識の問題です。そのことをきちんと伝えて、もちろん伝えていて教育長言いました。伝えて、そして審査をしていただく。それ一つの方法として、中央展の有名作家の秋山庄太郎さんでは無理なのです、そのことを理解するのは。というのは、芸術の高いのを当然、それはそれでいいと思うので、ですが、そこへ佐渡の歴史文化がわかる方が審査員に1人入ったらどうですか。そういう工夫だと私は思えます。そうしたら少なくともこんな写真は、これはやらせ写真だといって、ちょっと考える。こうなるのではありませんか。

そして、もう一つは、これ見ていただきますが、こういうことが出るわけです。当然これは全国に回る写真集ですから、佐渡はこうかといって、正確に理解したと思うわけです。ところが、ここにあるのは一つは、「鷺崎アフタヌーン」という題なのですが、ところがこれはだれが見ても、地のものが見れば、鷺崎ではなくて、沢崎なのです。これ佐渡の人が入っていたらこんなことにならぬでしょう。たらい舟が鷺崎に来てといったら、そんなところ行けないです。そういう意味の写真なのです、この写真展というのは。ですから、そういうものが初めからチェックができて、本当に佐渡がいい島だということがある面ではこれをかりて、県内ばかりでなくて宣伝ができると、こういうのが近藤さんの本来の写真展のあり方だというふうに私は思えますので、ぜひ今後この写真展について、十分その配慮が必要だというふうに思いますが、ついでにこれは佐渡市が幾ら応援をして実行されていることでありますか。そのことと費用の点とあわせて今私が申し上げた件について最後に教育長の見解並びに市長が何かあるなら聞かせていただいて終わりにいたしたいと思えます。

○議長（浜口鶴蔵君） 石瀬教育長。

○教育長（石瀬佳弘君） ただいまのご指摘ですけれども、このような島外を対象にしておるような文化事業が佐渡旧市町村で幾つかあります。それは、地元の人たちがボランティア等々非常に苦労しながらこの事業を立ち上げて、今日に至っている経緯があります。私たちは、それを佐渡市として実行するには、い

ろいろ問題もあるし、例えば旧市町村単位ではできないから、佐渡市に移管したいというような話もありますが、しかしこれはそれぞれの地域の人たちが本当に苦労しながらボランティア活動をしながらかこまで育ててきた経緯がありますので、それは大事にしていきたいというのが基本的な姿勢であります。それとまた同時に、少なくとも佐渡市ということで行われる事業でありますので、もし問題があれば、私たちとしてもいろいろアドバイスしたり、対応したりしていきたい。基本的には地域の今までの歴史を大事にしていきたいなど、このように考えております。

予算等については課長の方から答弁させます。

○議長（浜口鶴蔵君） 生涯学習課長。

○教育委員会生涯学習課長（松田芳正君） ご説明いたします。

このコンテストにつきましては、2カ年かけて行われているということでございます。1年目は募集をして、2年目に審査し、展示するということであります。今回第4回を迎えたわけですが、応募者が92名、作品が548点ということで報告されております。費用のことですが、この実行委員会委託料としまして、484万計上されております。

○議長（浜口鶴蔵君） 小杉邦男君。

○17番（小杉邦男君） どうも大変ありがとうございました。私は、今それで質問いたしましたことは、住民の考えを述べたつもりであります。失礼はお許しをいただいて、ぜひ真剣にとらえて、この後の行政に市長生かしていただきたいということをお願いして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で小杉邦男君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩します。

午前11時31分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、中村剛一君の一般質問を許します。

中村剛一君。

〔4番 中村剛一君登壇〕

○4番（中村剛一君） お許しをいただきましたので、これから質問に入らせていただきます。

昨日議会が終わりました後、羽茂の種子圃場に立ち寄ってまいりました。ちょうど農産物審査員と検査員がおられまして、坪刈りを実施をしておりました。私もその席に立ち会うことができましたのですけれども、きのうの点数は12圃場坪刈りをしたわけですが、当初の被害より大変大きな被害状況でございます。そのこと自身は農業者自身がびっくりしているほどの被害でございました。私も当初約1割程度の被害と見ていた田んぼは、2割5分以上の被害でございます。種もみにつきましては、この契約数量を確保するべく今一生懸命頑張っておりますけれども、栃尾と神林の採種圃場もかなり被害があったということで、県も準種子あるいは転用種子を含めて確保しなければならないというような状況でございます。農業者の皆さんで、また水産業者の皆さんで今回の災害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げる次第でございます。

私は、通告に従いましてこれから質問をさせていただきます。日本の農業は、昭和17年の食糧管理法施行以来、国民の主食は政府が管理をするという、いわゆる食糧需給の国家管理システムが機能してまいりました。しかし、この一、二年ここへ来て、その形態が大きく変わろうとしています。ことしの4月には、食糧法が改正をされ、計画流通制度が廃止となり、政府の関与はなくなりました。政府が関与するのは、需給情報の情報提供のみにとどまるわけでございます。また、同じくこの4月には、米政策改革大綱により、米の生産は生産者及び生産者団体、佐渡の場合はJAになると思いますけれども、それらの責任で行うこととなったわけでございます。さらに、来年の12月までには食料・農業・農村基本法に基づく基本計画の変更がありまして、21世紀の農業の方向づけをするところでございます。8月に中間報告がなされましたけれども、その論点整理の中で相も変わらず担い手中心、小農切り捨て、そういう規模拡大の路線をさらに強めようとしています。これらの流れの基本になるのは、言うまでもなく行財政改革の考え方であり、またWTOやFTAの自由競争の中での基本的な考えが根底にあると言わざるを得ません。

このようにここに来て、大きな変化を見せております日本農業がこの佐渡の農業に与える影響も絶大なものがあると考えております。このような急激な農政の展開にあわせて、佐渡においてもこの変化に対応する対策を考える必要があると考えますので、市長の考えをお聞かせ願います。

まず、農業の自立と規模拡大についてお伺いいたします。昭和36年の農業基本法制定以来、日本農業は規模拡大の方向で進んでまいりました。各地における干拓事業や佐渡でも土地改良事業を通じて、一定程度の規模拡大が進んでまいりましたけれども、しかし昭和45年の生産調整とそれ以降の不透明な農業政策により、生産者自身の規模拡大意欲が減少し、そのスピードは減速をしてまいったところでございます。

しかし、政府がここに来て改めて規模拡大と担い手育成の方向に農政を切りかえたのは、先ほど申し上げましたように、WTOという農業の国際化によるものだと考えなければなりません。本年の4月から動き出した米政策改革大綱による稲作所得確保対策や担い手経営安定対策でも明らかなように、農政は担い手を中心とした規模拡大に集中しております。さらに、来年まとめられる食料・農業・農村基本法に基づく基本計画の変更においても、経営安定対策ではその支援を担い手に集中しながら農地制度改革で側面的に農地の流動化促進を図り、株式会社の農地取得に道を開こうとしております。本年作成された佐渡地区水田農業ビジョンの作成については、私もJA側のスタッフとして参加してまいりました。その中で、佐渡における経営規模拡大の方向性は議論をされてきたところであります。佐渡の水田面積は9,800ヘクタール、畑地を含む耕作面積は1万2,000ヘクタールです。1戸当たりの耕作面積は1.4ヘクタールであり、米政策改革大綱で定める担い手条件の4ヘクタールにはほど遠く及びません。また、この10年間農家世帯数は15%減少しているものの、内容的に400ヘクタール以上の農家戸数は約2倍に増加をしていますが、全体の比率から見れば、農家戸数比率で2%程度にとどまっているわけでございます。

このように政府や県が農業の規模拡大を推進したのにもかかわらず、その方向に進まなかった原因の大きなものは、農政の先行き不安ですが、佐渡においては、働く場所の不足と低賃金という条件下で、勤めの不足分を農業で補うという農家の自然な選択があって、このような兼業形態が定着したものと考えられます。

以上のことから、佐渡における規模拡大の方向は農業条件の厳しさと特異な労働事情を考慮し、拡大意欲のある担い手については、規模拡大を支援する一方、兼業による農家経済の安定を求める大多数の家族

農業についても、佐渡における農業の一形態として認めた上で、引き続き安心して農業が続けられるようなきめ細かな政策が必要であると考えます。国や県の方針に沿って、いたずらに規模拡大路線を進むことは、佐渡農業の根幹を崩しかねない心配があり、注意深く規模拡大を推進する必要があると考えますが、市長の考え方をお聞かせ願います。

次に、担い手育成についてお伺いいたします。農業者の高齢化が進み、不耕作農地の拡大が懸念される中、集落の維持、機能の保全からも次世代の地域農業を担う担い手育成は必要であります。本年作成された佐渡地区水田農業ビジョンによれば、米政策改革大綱のあるべき姿とされる平成22年の認定農業者の目標を506としています。この目標は、平成15年度の認定農業者に比較して、余り拡大はしていないものの、法人組織に対しては10倍程度の増加を目標としています。このことは農地の集積による担い手育成ばかりではなく、土地利用型の集落または農家同士による法人化によるものと考えます。そのためには、集落のあり方や担い手を含めた法人化について、集落全体の合意が不可欠です。行政が指導して早急に話し合いの場を設置する考えがあるか、お聞かせ願います。

ことしから始まった米政策改革大綱の稲作所得確保対策による米価下落に対する補てんは、平成20年以降の実施については明記されておらず、担い手のみを対象としている担い手経営安定対策に移される可能性がございます。このことは一般の農家に対する米価下落対策を取りやめ、担い手のみに集中することを意味しています。米価下落対策は、担い手農家にかかわらず、米生産農家にとっては最大の支援策であり、なくてはならない対策でございます。また、平成17年度に制定される食料・農業・農村基本法に基づく基本計画の変更については、現在論点整理でも出されているように、今後の農業支援を担い手に集中するとしています。特に経営安定対策については、外国産との生産条件格差対策が盛り込まれていますが、加入の資格として、担い手であることが条件となっています。このような担い手に偏重した流れについては、兼業農家主体で担い手確保が困難な佐渡においては、極めて厳しい方向であります。担い手育成をどのように考えているのか。また、担い手育成で問題となる土地の集積について、どのように考えているのか、お聞かせ願います。

次に、規模拡大を行った生産者の経営状況についてお聞かせ願いたいと思います。今回実施される改革大綱は、平成10年に制定された新たな米改革が機能しなかったことに対する反省の上に出された改革であります。5年前の新たな米政策の柱は二つでした。一つは、生産調整を厳しく実施をして、米価下落を抑制すること、もう一つは、規模拡大をして、担い手に土地を集積し、経営の安定を図ることでしたが、いずれも失敗したと言われております。一つ目の生産調整については、強力に推進したにもかかわらず、消費の減退等により、米価下落に歯どめがかからなかったこと、その結果として、過剰米を発生させ、その処理に多大な資金を使ったことでもあります。もう一つの失敗は、規模拡大により担い手育成を進めたにもかかわらず、米価下落の影響を一番受けたのがその担い手農家であったということでもあります。この反省に立った今回の改革大綱の目指す大きな柱は、農業の自立であり、そのための規模拡大と担い手を中心とした農業形態への移行です。佐渡においても、担い手育成と規模拡大が進まない原因は、米価下落の影響が大きく、担い手になるのを嫌って兼業のまま農業を続けるという選択があったためではないでしょうか。見通しのきかない農政と農業の国際化という外圧、ミニマムアクセスによる市場の圧迫、生産調整、国内法の改正による厳し過ぎる農業の自立を求める政策変更等、これらが農業の規模拡大を阻む大きな原因と

考えなければなりません。

昨日同僚議員から担い手育成については質問がありました。議員は、集落営農を中心に、担い手育成をとの考え方でしたが、私も賛成です。今度出される基本計画の中でも、集落機能を生かして、地域が地域的にまとまった形で利用される体制づくりということで提起をしています。佐渡における規模拡大の手順とその条件となる土地の流動化対策について市長の考え方を伺います。

次に、規模拡大に関連する佐渡の雇用労働問題、特に新たな企業に対する支援についてお聞かせ願いたいと思います。今まで述べてきたように、規模拡大を行うには、土地政策と同様に、農業から離れた人たちの就業の問題が発生します。現在佐渡の農業人口は12年で3万2,000人、世帯数では8,600世帯です。佐渡水田農業ビジョンによれば、平成22年の認定農業者の目標数として、法人136、個別経営体370世帯としており、法人組織の経営規模を20ヘクタール、個別経営による認定農家の規模を4ヘクタールとすれば、佐渡の耕地面積で計算すると兼業農家を含む総農家数は多く見積もっても5,000世帯以下となる計算であります。また、同様に農業人口についても1万2,000人が離農することになります。これらの農家の人たちは、高齢化が進み、すべてが働きに出るとは言いませんが、約半数の6,000人の雇用が必要となってまいります。相次ぐ企業の本土への引き揚げ、地場産業の縮小等厳しい環境の中、地元の努力によって新たな雇用、職場の確保が必要となってまいります。大きな企業の誘致ができません。そのためには、農産物加工販売や観光農業等小規模な雇用の場所をそれぞれの地域でつくる必要があります。これらの新たな起業に対して支援を行う考えがあるかお聞かせ願いたいと思います。

次に、低米価のもとでの佐渡農業のあり方について伺います。カンクンで行われましたWTO農業交渉で、日本は農業の多面的機能の重視と食糧安保の関係から、第3次モダリティで指摘された90%以上の関税に対する45%削減要求を合意をしないまま17年の最終決着まで持ち越しています。また、米については特定重要品目として独自の関税設定とミニマムアクセス数量の設定に道を残しながら、交渉は決着をしていないところであります。WTOは、農業分野だけではありません。同じ土俵では他の輸出入品目についても交渉は行われており、関税の取り扱い一つをとってみても、日本政府の主張は一貫しておりません。日本農業の総生産は9兆円と言われております。トヨタグループ1社の総生産が15兆円と言われております。WTOに臨む日本政府のスタンスも農業交渉に関してやや弱腰になることは十分考えられるところであります。米の関税は、現在45%程度です。外国産の米の買い付けは、現地買い付けで60キロ当たり4,500円程度です。現在の関税率で計算をした場合、輸入価格が2万5,000円以上となり、国内価格を上回るため、民間業者による輸入は現在行われていないということでありまして、現在の輸入量はミニマムアクセスとSBSの76万程度にとどまっているわけでございます。近年米の輸出国においては、日本のコシヒカリの作付が行われ、その品質も国内産と何ら変わらない状況になっております。仮に45%の関税削減が行われた場合は、外国産は1万円から1万5,000円程度になる計算であります。1万5,000円の外国産コシヒカリが国内に流通した場合、これに引き連れて国内産米が値下がりすることは必至であります。

このような状況を考えるとき、米を基幹としながら、経営が成り立っている佐渡農業も、この低価格対策を考えることは、極めて重要であります。1万5,000円の米価を想定したときの佐渡農業のあり方とこの場合でも経営として成り立つ経営規模をどの程度と設定しているか、市長のお考えをお聞かせ願います。

次に、米の自由化競争における組合員の減少とJAの経営について伺います。本年の4月に食糧法が改

正になり、計画流通制度がなくなりました。計画流通制度の柱は、先ほど申し上げましたように、国民の主食について国が責任を持つということが一つの柱ですが、もう一つの重要な柱は、法律で定められた出荷登録制度によって、生産者とJAを結びつけることでした。この計画流通制度の廃止によって生まれた新たな出荷契約は、農家とJAによる任意の契約であり、今までのような生産から販売までをすべて決められたJAに委託をして販売するという法的なつながりではなくなりました。そのことによって、米を始めとする生産物の買い付けは自由となり、業者間の買い付け競争でJAに大きな影響を与えることとなります。食糧管理法以来今日まで昭和の不足時代、過剰時代、そして生産調整を続けながら、今日の国際競争の時代を経て、今農政の大きな曲がり角に立っています。また、農業協同組合の歴史も、その時々農政に影響を受けながら、今日に至っています。しかし、JAが戦後の農業を支える中心であり、今日においても地域住民の心のよりどころとして不可欠の存在であることは間違いありません。

今回の食糧法の改正によって、すべての農産物の流通は自由となり、国際競争という荒海に乗り出すこととなります。今こそJAと農民の連帯が必要なとき、出荷登録制度の廃止は大きな問題です。さらに、規模拡大や離農による組合員の減少とあわせ、JAが抱える課題は厳しいものがあります。高齢化が進み、あちこちで農業では食えないという声が聞こえます。その人たちにいま一度地域を守り、農業を見直して頑張ってもらうためにも、JAの力を引き出す必要があると考えますが、市長のお考えを伺いたしたいと思います。

次に、農業経営の上で問題となる海上運賃についてお伺いいたします。戦後の農業政策は、生産基盤の整備が中心でした。その成果もあって、佐渡においても本土並みの生産技術と条件を持つまでになりましたが、本土との競争で一番問題になるのは、輸送コストの問題です。特に佐渡汽船の貨物運賃の問題は、乗客運賃とは異なり、自ら乗客の有無にかかわらず、すべてのコストとして佐渡島内の住民にかかってきます。現在佐渡米は市場に上場いたしません。従来から魚沼米に次いで高い市場の評価を受けており、県下では2番目の価格を維持してきました。しかし、市場の取引については、海上運賃として60キロ当たり355円を負担しております。差し引きをすると、一般コシヒカリより安くなってしまいます。つまり新潟県では、一番安いコシヒカリということになってしまうのです。このように農産物に関しては、生産条件においては既に本土並みとなり、品質においても本土以上のものとなってまいりました。しかし、流通、販売においては、コストの問題で正常な競争、市長はきのうの答弁では平等な競争と言いましたが、することができません。国道である佐渡航路による不利益は、島民の責任ではありません。行政の責任でも、最低でも産業活動に支障のないようにすることが必要だと考えますが、市長の考えをお聞かせ願います。

佐渡市の農林水産予算の当初予算は、58億7,000万円です。これらのすべての農林予算を取りやめて、貨物運賃をただにする。そのことが佐渡農業振興や企業の誘致に大きな力となり、これが一番農民が喜ばれる農業政策となるのではないのでしょうか。そういう農業者の声があることこそ、農業行政と貧困という意味で、残念であると言わなければなりません。1日100万円を助成すると、1年で3億6,500万円です。農業や企業が力をつけるまで10年間、佐渡発のみで結構です。貨物運賃の引き下げについて佐渡汽船と詰め合う考えがあるかどうか。また、佐渡市として離島振興のため支援する考えがないか、市長の考えをお聞かせ願います。

最後に、重ねて予想される低米価での佐渡農業のあり方についてお伺いいたします。WTO農業交渉で

関税引き下げによる国内米価の下落が予想される中、米政策改革大綱の稲作所得確保対策による一般農家への米価下落対策は、水田農業のあるべき姿とされる最終年度を待たず、平成20年にはなくなる可能性があります。また、食料・農業・農村基本計画の経営安定対策による米価下落対策についても、その対策は担い手に限定をされています。この10年間佐渡米の市場価格は、毎年60キロ当たり995円平均値下がりを行っています。本年も佐渡市においては台風被害により、作況指数は下がっているものの、全国的には豊作基調で、市場の評価は思惑により既に下落をしています。このように佐渡の農業の現状は厳しい農業環境にありながら、兼業、小規模農業を主体として、家族農業という核を中心に据え、集落機能の維持を大切にしながら営々と続いています。何一つ農業に対して夢を語るができない今、今こそ行政が農林水産業に光を当てて、少しでも明るさとやる気を持たせる必要があるのではないのでしょうか。米価下落は必至です。その米価に耐え得る佐渡農業の構築を目指して、行政に何ができるのか。そのことの答えが今求められています。市長の力強いご答弁を期待しながら、これもちまして私の質問を終わります。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村剛一君の一般質問に対する答弁を許します。

野市長。

〔市長 野宏一郎君登壇〕

○市長（野宏一郎君） 中村議員の質問にお答えいたします。

佐渡の農林水産行政についてお問い合わせでございますが、特に農業基本法制定以来今回の改正においても規模拡大であると。佐渡の規模拡大の現状と問題点は何かということのひとつここで答えします。佐渡の規模拡大の現状でございますが、担い手の農用地の利用集積面積は、平成15年度実績で3,233.8ヘクタールであります。これを耕地面積から見た率にしますと28%、昨年は23%ですから、5%進んだということでございます。国の農業改革では、平成22年長期目標において、担い手への農用地利用集積率を70%としておりますので、佐渡のこの率は決して高いものではございません。担い手への農用地利用集積を図る上で、問題となるものは何かといいますと、佐渡については、農家の農地に対するの所有意識が非常に高く、利用権設定になかなか応じてもらえない。そのような兼業農家が多数いるからだというふうに判断されます。また、担い手サイドからしますと、農産物価格が全般的に低迷し、農業に対する魅力が薄らいでいて、規模を拡大すればそれなりの機械設備は必要となり、足踏みをしておるといふこともあると考えております。もう一つの要素になる農業基盤整備につきましては、年々工事が進んでおります。

規模拡大を行った農業者の経営状況につきましては、追跡調査をしたものがないので、正確には答えられませんが、設備等の導入で制度資金等を利用する際には、関係機関の経営診断が行われていますので、それなりの成果を上げているものであるというふうに考えます。佐渡につきましては、どうしても土地が狭いということから、農用地集積が進まず、かつまたそれなりの大規模の営農を行って、それなりの収益を上げている事例も少ないということから、どうしてもこのような状態になる。この土地柄の与える影響も非常に大きいというふうに思います。

それから、今回の制度改正により、担い手以外の農家は支援が受けられない可能性がある。佐渡市の担い手農家の状況と育成する上で土地の集積をどう考えるか。担い手だけを優遇していいのかというお問い合わせでございます。佐渡市の担い手農家の状況は、水田農業ビジョンでは担い手リスト掲載者数約1,980名、そのうち認定農業者として認定されているものが約570名となっております。

次に、育成する上での土地の集積の考え方ではありますが、なかなか進んでいないのが実態でございます。農業経営の低コスト化や効率的な作業体制を確立するためには、担い手への農用地集積が基本になるものと思いますので、次のような考え方で進めていくということで、前回にもお述べしましたが、第1に、地域の優良な農地を効率的に活用するという観点から、農地の所有と利用を分離するという意識づけを徹底し、利用権設定面積の拡大を図る。第2に、圃場整備地域においては、集落単位での話し合いを進めながら、所有と利用を分離するという考えのもとに集落を単位とした土地利用調整を行い、認定農業者や生産組織に農地を集積して、効率的な営農体制を確立する。さらに、今後圃場整備が予定されている地域につきましては、換地の段階から担い手への集積を前提とした圃場割りつけを行い、土地利用集積が円滑に行われるよう努力をしたいと考えております。担い手自体も非常に高齢化しておりまして、なかなか将来の後継者の問題から土地集積もなかなか進まず、地域によっては借り手もないというふうなところが結構あるということは議員も当然ご存じであられるというふうに思います。これにつきまして、集落機能を生かした共同作業という形で、ぜひ実質的な土地利用集積が現実的に行われていくと。それによって規模拡大が図られるというふうな方向で進んでいくことを期待しているところであります。

それから、佐渡農業の規模拡大については、産業転換とでも言われる農業から離れる人のための受け皿といえますか、企業が必要になるので、そのような中小企業について支援策はあるかということでございます。農地の流動化を促進するために、地域の小規模な企業に対しての支援策のご質問ですが、農村地域工業導入特別法などにはありますが、現状の景気では島内進出は非常に難しゅうございます。小規模な企業者に対しての支援は金融機関等の、これまた農業とはまたかけ離れた仕組みの中での支援以外今のところはありません。さらに、経営が成り立つ耕作規模はどの程度必要かということでございますが、経営改善モデル試算で水稻部門では、水稻プラス大豆で約12ヘクタール規模が必要というふうに聞いております。なかなか産業転換というのは難しゅうございまして、特に佐渡におきましては、小規模企業自体がなかなかベンチャーとしての立ち上がりの地盤というのが余りありません。それでも島内へ進出してきて、今現在かなり大きく仕事をしておられるところの下請等あちらこちらにふえてきてはおります。しかしながら、これを総合的に考えて支援するという仕組みは現状にありませんし、それでは農業から離農した方だけを受け入れるための企業というのも非常に難しいというふうに考えるところでございます。進出してきたIT産業等につきましては、若手の労働力を非常に希望しているという現実がございまして、なかなかはつきりした形では支援が難しい状態であることをご理解いただきたいというふうに思います。

それから、計画流通制度が廃止されて、原則自由となると。流通が原則自由になれば、米の出荷は出荷登録制度から任意の出荷契約となる。規模拡大による組合員の減少とあわせて、JAの経営にどのような影響があるかというふうなお問い合わせでございますが、農家も大規模になれば、当然それによって農家自体が自分の出荷する米の品質やあるいは売り先を有利な方へシフトするということは当然行われます。現状のJAの力がどれほどのものかわかりませんが、十分な市場を持ち、かつ品質の一定な品質への指導力を失えば、当然JA自体が指導力あるいは集荷能力を失うこととなります。当然農家が規模が大きくなれば、マージン自体もそれぞれに少なくなってくるということが当然考えられますので、これからJAの期待は、いかに自分の販売力を増すか。そのためにいかに集荷する農家の品質を高めることができるような指導ができるかということに尽きるのではないかとこのように考えております。

佐渡農業で問題になるのは、海上運賃でございます。本土との競争でハンディキャップにならないよう何かの支援をする考え方はないか。原則農業だけに支援するというのはなかなか難しゅうございます。ただ、確かに国道としての存在、それからすべての産業に影響を与える佐渡汽船の運賃問題につきましては、重要関心事であることは間違いありません。ただ、今までみたいに陳情を繰り返すだけで海上運賃が安くなると思いませんし、以前の議員のご質問にもあったように、ほとんど県営である県の三セクであるのに、市が補助をするのはおかしいというご意見もありましたけれども、それはそれとして大きな経済的な影響を与える運賃でございますので、これは試算をしてみないと、この財政状態の中で住民のご納得がいただけるかどうかもわかりませんので、一概には言えませんが、十分その産業に与える問題であるということについては認識しておりますので、努力をしていきたいというふうに思います。

それから、米政策改革大綱による稲作所得確保対策は、担い手を除いて平成20年で打ち切られる。その後の米価下落に対する支援策ということでございます。現在では考えてはおりません。確かに米については、この後自由化あるいはWTOのこれからの先行きによりましては、大幅に下落ということも十分考えられる状況でございます。非常に基幹産業としての位置づけがこの農業にあるわけでございますが、その問題については市として単独ではなかなか支援だけでは進まないわけでございまして、県、国との対応と一緒にあって、別に佐渡だけが農業は大事なわけでございせん。瑞穂の国の日本が農業が傾くことによって、食糧自給率の問題もございせんし、国、県との連絡を密にしながら、そういう場合には支援の仕組みは十分考えていかなければいかぬというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村剛一君。

○4番（中村剛一君） ご丁寧な答弁をいただきまして、ありがとうございました。一番の問題は米価が下がってくる。これ取りとめなくどんどん、どんどん下がってくるということに対する心配が根底にあるわけです。それで、米価が下がる原因は一体何なのかと考えてみれば、これは米が過剰だということに尽きるわけです。この過剰の原因は何かといえば、食べなくなったということと外国から入ってくるということです。それに対応し切れない生産調整の失敗というのがこの繰り返しの中で歯車の中心になってこうなって現在に至っているわけです。先ほど申し上げましたように、米政策改革大綱の水田農業改善対策事業は、生産調整の配分はこの3年間だけで行政は携わらなくなります。その後は、政府に対して生産調整計画を政府に提出をして、政府がそれを認定をするという形に変わります。今までは、政府が計画を立てて、政府がその需給について責任を持っていて、生産調整ももちろん責任を持ったわけですが、今度は逆になる。いわゆる生産者及び生産者団体の自主的な生産調整運営になるということですが、佐渡については、これなかなか生産調整といっても、本土と違って、土地利用型というか、なかなか難しいものがある。そういうときに、いわゆる規則に沿って平成19年になりますか、16、17、3年間だけですから、19年からは生産調整の配分等について、県は手は引くと思いますけれども、市は関与をしない方針、既定方針どおりということになっていくのでしょうか。それをまず1点お伺いしたいと思います。

それから、生産調整がこのように民間主導に、現在も民間主導になっているのですけれども、配分についてのみ行政が携わるといいますから、国、県、自治体はさほど真剣味はないと思うのですけれども、本当にJAが生産調整を実施主体になったときに、実際に生産者を説得をして、価格保証もないまま

説得をして、生産調整に参加をさせる体制ができるのかというのは、非常に大きな問題になってくると思うのですが、そこも含めて今後19年以降の生産調整の関与の市の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

それから、もう一つの米価の下がる原因として、先ほどから出ておりますWTO農業交渉の問題です。これがWTOの第3次モダリティの中で、米は450%、490という人もいますけれども、コンニャク玉みたいなのは600%ぐらいの関税をかけているわけです。そして、3段階に分かれておりまして、30%以上、60%以上、90%以上ということで、90%以上の部分は45%削減しなさいというモダリティです。それを日本政府はのめなかったのです。のむような方向で来たのでしょうけれども、まだまだ農民の反発が強くてのめなかった。これは、農業新聞等を見れば、いつかのむだろうというふうに見ておるのです。見て実際に、では45%の削減が行われた場合、関税は今450%の半分とすれば250%ぐらいですか。そうすると、今の米価で言うと、1万5,000円程度になるわけですから、それに見合って、それに対抗できる力を日本農業につけてもらいたいということで、あえて厳しい農業政策を日本農業に課していると言っても過言ではないと思うのです。そうであれば、今後このWTOの中で関税の引き下げというのは、これは来年のときのまなくても、その次の2年ごとに行われているわけですから、いつかはのまざるを得ない。しかも、現在やられているウルグアイラウンド方式というのは、少数派になる可能性があるわけです。現在もう一方のケアンズグループが出しているスイスフォーミュラ25という計算方式が、それは支持者はアメリカを始め、ケアンズグループ、オーストラリア始め、中南米の諸国で、20カ国がそれを支持している。ウルグアイラウンドは日本を始め、EUが支持しているものは29カ国が支持しているのです。その中間にどちらとも言えない9カ国のものがありまして、それは徐々にスイスフォーミュラの方へ傾いていくという動きなのです。

そうすると、スイスフォーミュラというのは、ご存じのとおり今の関税をすべて4分の1に、25というのは0.25という意味で、0.25を掛けるという意味で4分の1なのですけれども、4分の1にするということです。そうすると、日本にそれを当てはめると、現在の価格で当てはめれば、関税の分が110%、100%にすれば4,500円、それから本体の価格分が4,500円と、合わせて9,000円の60キロ当たり米価で外国から入ってくるということです。そういうものも含めてWTO対策というのは、これは先ほど言いましたように、日本政府にとっては農業というのは目の上のたんこぶというふうなものだと思うのです。全体の輸入枠から見れば、農業のシェアというのは非常に小さいという意味ではそういうふうにとれる。

そうすると、日本政府というのは、今後この米価下落対策に対して本腰を入れる気持ちはないのだろうと思っています。例えば米政策改革大綱における昔の稲経、今の稲得です。稲作所得確保対策、これは稲経に比べれば1,000円の格差金にすれば、約20%程度保障が低いです。そして、それを補完する意味で、担い手育成対策で80%見て、その上積みの分の20%の分入れて従来の稲経に相当する分の保障がされるということです。そして、それを3年以内でやめるということは、一般の担い手以外のものについては、農業から撤退をした方がいいよというシグナルと見ても差し支えないほどの厳しいものです。私は、昨年農協で組合長会議とか、認定農業者の会議等に出させて、いろいろ意見聞かせてもらいました。その中で、認定農業者の方にあなたらは幾らまで米価が下がったら米農業をやめますかと聞くと、大体平均的に1万3,000円と言います。佐渡の認定農業者が米農業をやめる単価は幾らまで下がったらやめるか。ところが、兼業農家の人たちにあなたは幾らまで米価が下がったら農業をやめますかと聞くと、私は1万円以下でもや

りますよと言うのです。それは足腰の強さという意味ではないのですけれども、基本的に米価が下がってきた段階で、大規模農家が経営上成り立っていかない。そのクロスするところ、やめる者と下がるもののクロスするところのその見きわめをきちんとしていかないと、佐渡農業の方向を決めるのに過ちがあるのではないかという意味で、私はそういうことを考えています。

地域農業ビジョンの中で、先ほど言いましたように、類型の中でいろいろこういう形態ですと幾ら幾らのものが農業形態としてはありますよというのは、今市長が説明されるように、とてつもない規模です。そういうものが現状として、佐渡の中で実際12ヘクタールなどというものが我々の周辺で土地の確保もできないし、利用はとてまかなか難しい。そういうことができないにもかかわらず書かれているのです。そして、もう一つこの農業ビジョンで、私も委員でしたから、スタッフでしたから、自分でつくって、自分で批判するのもおかしいものなのですけれども、基本的には佐渡農業の置かれている現実を見ていなかったのではないかと思うのです。一つは、基本的に佐渡農業の基本は、兼業農家であったのです。今も大多数そうなのです。その部分の行き先を書いていない。兼業だったらこういう兼業でいいですよというものは、ビジョンとして示されていないのです、これの中には。すべて独立する農業の形態で示されているものですから、なかなか農業者にとっては余りにもその目標規模が多過ぎるということと、自分たちに関係ないなというふうな感じがして、全体の佐渡の方針として農業ビジョンがこなされていないというふう考えるわけです。

私は、この佐渡地区の農業ビジョンをつくったこと、それから目標として上げている類型にかわる農業形態の分については、それはそれで私は構わないと思うのですが、しからばビジョンはできたということであれば、そこに到達をするべきマニュアルというのが必要だと思うのですが、マニュアルの作成というのは、つくる考えがあるのかどうなのか。これを農水課長がよろしいかと思えますけれども、農水課長お聞かせ願いたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 野市長。

○市長（野宏一郎君） ご質問の内容には全部踏み込みませんが、当初19年度には市が関与しないのか。それは関与しないというふうに聞いております。

それから、JAの問題につきましては、これは課長の方からちょっと専門的に話してもらいたいというふうに思います。確かに感触では、国がもう少し早目にちゃんと問題を突きつけていただいた方がよかったような気がします。ぬるま湯の中に入ったままでそれでは大規模転換もなかなかまならなかった。そうかといって、佐渡の置かれた地域柄で、それだけの大規模農業が成り立っていくのか。運賃の問題とか、そういうこともあるので、みんなめぐったままここへ来たツケがあるのだろうと、そういう意味で議員のお話は強く農業政策に警告が発せられたお言葉というふうに理解して私の答弁を終わります。あと課長の方から。

○議長（浜口鶴蔵君） 農林水産課長。

○農林水産課長（斉藤 博君） それでは、質問に説明いたします。

中村議員さんのお話が高度なお話のものですから、私の事務屋としてはなかなかもっともなことを言われておりますとしか言えないのですが、先ほど話にありました19年度以降になりますと、農協さんが主体になって、生産調整等も対応していただくという話がございましたが、市がそれから一切すべて手を放し

てということではなくて、今までも農業ビジョンをつくる時も一緒になって対応していただいておりますし、一緒に進めていきたいと思っております。

それと、先ほど農業ビジョンの中のマニュアルの作成という話がありましたが、今後委員さんと相談しながら作成していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村剛一君。

○4番（中村剛一君） これで私の質問を終わります。大変丁寧なご答弁ありがとうございました。

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で中村剛一君の一般質問は終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 1時58分 休憩

午後 2時11分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、羽入高行君の一般質問を許します。

羽入高行君。

〔24番 羽入高行君登壇〕

○24番（羽入高行君） 公明党の羽入高行です。台風が15、16、18号と来まして、私の一般質問が19番目です。また来たかと思われるかもしれませんが、よろしくお願い申し上げます。

このたびは、台風15、16、18号で被害に遭われた市民の皆様には、心よりお見舞い申し上げます。特に被害の甚大でありました相川地区の皆様におかれましては、言葉も見つかりません。しかし、落ち込むことなく、あきらめることなく、力強く立ち上がっている姿に敬意をあらわすものであります。また、市としても被災された農林水産に携わっている方々が今後も意欲を持って働けるよう質問の中でやりますが、支援の実施を早急に県と連携して国や関係機関に強く要望していただきたい。

翻ってうれしい話題としては、アテネオリンピックでは、過去最高の37個のメダルを獲得して、日本人もやればできるのだなと眠い目をこすりながらテレビで応援しながら感動させていただきました。新潟から体操選手で中野大輔選手が金メダルを取りましたが、佐渡からもメダルを取れる選手が出るよう、市当局も懸賞金を出すと、工夫しまして、若い人たちに頑張ってもらいたいと思うものであります。佐渡のおじさんたちに、疲れたおじさんたちに夢と希望と活力を分けていただければと思います。とにかく暑い眠れない夏を過ごさせていただきました。悲しいことにロシアでは、数多くの子供たちが悲惨なテロにさらされました。日本でも弱者である子供たちが被害者になる事件が後を絶ちませんが、どんな理由であれ、弱者である子供たちが被害者になるということは、断じて許されるものではありません。成熟した社会であるとは到底言えるものではありません。教育に携わる方々、また大人一人ひとりが自覚していかなければなりませんし、防犯警備に携わっている方々におかれましては、全く気を抜くことは許されません。

それでは、平成16年9月第4回佐渡市議会定例会に当たり、議長の許可をいただきましたので、市長に2点一般質問をいたします。さて、皆様ご承知のようにこのたびの台風18号で、ことしになってもう7個目の台風が上陸いたしました。1951年に正式な観測が始まって以来、最も多い年になったそうであります。猛暑、豪雨、台風、おまけに地震、火山の噴火、この夏国内だけでなく、世界各国でも異常気象が発生し、

それに伴う気象災害が多発しております。二酸化炭素など温室効果ガスにより、急速に地球が温暖化しているのが原因の一つであるようです。代表的な温室効果ガスであるCO₂の排出は、日常生活や経済活動の基盤であるエネルギー利用に深くかかわっています。したがって、その削減には政治、国民、産業、それぞれがこの問題を正しく受けとめ、問題解決のかぎを握っているとの自覚に主体的かつ協力を惜しまず取り組むことが必要であります。

それでは、そのことを念頭に置きながら質問に入りたいと思います。1点目、台風関係であります。同僚議員が何度も質問されているので、重複するところは削除してもらってもよろしいと思います。台風15号、8月20日相川で最大瞬間風速38.3メートルを記録しました。31日未明、最接近した台風16号により、県内は同日昼ごろまで強風が吹き荒れ、新潟で最大瞬間風速37.1メートル、佐渡で34.6メートルを観測しました。7月の長雨や相次ぐ台風によることしの農業被害が台風18号を除いても約2,400億円に上ることが10日ですが、農水省の調べでわかったそうです。調査中の台風18号の被害を含めれば、被害総額は3,000億円を超える見込みだそうです。同省は共済金の年内の支払いや農家の借り入れ資金の返済猶予を関係機関に要請、被害の大きさから復興費用などは補正予算を視野に対応する方針だということです。

(1)番、農産物の被害についてです。当初8月25日の段階での被害集計を9月1日全員協議会で報告を受けました。減収量と単価を掛け合わせた単純なものでありました。私は、その場でも言いました。そんなものでは済まないだろう。とめ葉がやられている。未熟米もふえるだろうし、当然等級も悪くなる。農家の収入は収量だけでは語れないと。そして後、島内を回って被害の状況を見回り、被害を受けた農家の方々と話をしましたところ、被害額は約13億円なのだと話したら、いやいや、水稻が36億円、果樹4億円だよと言われ、えらい恥をかかせていただいたわけであります。2日に集計し直して、議会よりも先に報道されてしまったわけです。1日の全協のときに集計をし直しているとわかっているなら、当然その場でそのことを報告すべきであり、結果が出次第議会に報告するという説明があつてしかるべきだったと思う。また、最新の情報があれば、ここで報道機関より先に教えていただきたいところだったのですが、午前中の同僚議員からの質問でお聞きしましたので、結構でございます。

新潟県農林水産部は、7日台風15号と16号による被害状況をまとめました。15号の被害額は、63市町村で約75億200万円、今回最も水稻被害が大きかったのは白穂被害、不稔稲が発生した佐渡市であります。被害額は35億4,378万9,000円、県全体の水稻被害の95%を占めるということです。これは7日のときの農林水産部のあれです。市での9月1日の全島一斉調査では、15号の数量被害が33億7,500万円、品質低下による販売金額低下額は3億2,400万円、合計36億9,900万円ですが、さらにふえる可能性があるということです。県の発表とちょっと違いますが、まあいいです。佐渡の水稻出荷額が100億円弱であるから、今のところ農家の収入は平均でおおよそ3分の2しかないということになります。また、秋田県の大潟村では、15号による水稻被害が騒がれていますが、村内の4割に当たる3,400ヘクタールの稲が枯れ、40億円の被害、最終的には60億円に達すると予想されています。自慢になりませんが、佐渡も負けにくい程度の被害でした。80歳ぐらいの農家の人もこんなことは初めてだと言っておられました。相川地区の方です。佐渡の場合、被害の割には報道がされていないような気がします。

2004年度産米の初検査が9日新穂大野で行われ、1等米比率が前年より13.4ポイント低い23.6%と、台風の被害が浮き彫りになりました。このほかは2等米であったということです。検査を受けたのは、島内

8生産者が出荷したこしいぶき、あきたこまち、五百万石など542袋で、1等米は128袋にとどまった。検査したJA佐渡によると、台風の熱風が響いて、実り切らなかった未熟粒の混入が等級を下げたと報じております。早生のゆきの精は暑さに弱く、1等米比率は悪いそうであります。将来も暑さが厳しいのなら、暑さに強いねつの精とか、しおの精とかの品種も考えていかなければなりません。これからまさに佐渡コシヒカリの刈り取り本番の時期に入りますが、今後の佐渡米の品質、収量等及び被害額の予想は農林課長立てておりますでしょうか。

市としてできる支援についてであります。8月27日に台風15号農作物被害対策本部を立ち上げたということですが、19日の台風なのに遅過ぎませんか。午前中にもそういう話がありましたが、1週間も過ぎております。えらいのんびりしているように思いますが、私からは危機管理がなっていないと言われてもやむを得ないのではないかと思います。この点に関しては2回目以降の質問でまた質問させていただきます。

そして、きょうまでに何回会議を持って、どういうことをしてきたのか、お聞きしたい。そして、メンバーはだれだれで、何人なのでしょう。国や県と協議、要請などはちゃんとしてきたのか。被災地へ飛んでいって、激励したり、要望を聞いたりして回ったのか、お伺いしたいと思います。

次は、農業共済に関しまして、農済制度は農家の助け合いを基礎に、国の農業災害対策として実施されている公的保険制度です。水稲において、佐渡では35アール以上の農家は、強制で入らなければなりません。水稲共済掛金は、全国平均平成12年度では1反歩当たり約1,500円です。佐渡では基準反収540キロでこしは191円であります。これは、災害が過去において少なかったからということだそうです。支払われた水稲共済金に対する農家負担共済金の倍率が1から5倍以内と成績がよかったということです。賦課金、これは事務費であります。1反歩当たり280円、そのほかに組合員ということで、農家1軒に200円、合計しても余り高い金額ではありません。農家が掛金を出し合って共同準備財産を造成し、万一の災害の際はこの共同の財産から被災農家に共済金を支払う仕組みです。こうした仕組みを土台に国は農業災害が広範に発生しやすいなどの特性があることから、全国に危機を分散するため、再保険を行うとともに、掛金と同額の国庫負担、この制度運営に必要な事務費の一部を負担し、農家の負担軽減を図りながら、国の災害対策としてこの制度を実施しているものであります。

今回の場合540キロ反収で大体8万数千円の共済金になろうかと思います。島内で1万5,000筆と言われておりますが、被害に遭った田んぼが。壊滅的被害を受けた相川地区などでは、この後風雨で枯れた稲が寝ようものなら、刈り取りがしにくくなります。さらに、枯れてくると、この中身が空っぽで軽いので、コンバインで刈ると巻き上げにくくなって詰まってしまう。米がない状態でお金を使って刈り取りさえはばかる。燃やしてしまいたいと嘆いておられます。燃やすわけにはいかないと思いますが、特に被害の甚だしい相川地区などは、早急に調査、評価を済ませてあげてもらいたいというふうに二、三日前に書いたのですが、きょうで大体共済の方は終わるということで、本当に関係された職員の関係者の方々、短い期間で1万5,000筆ご苦労さまでした。きのう共済にお伺いして聞きましたところ、全島の95%くらいは消化したということで、感心いたしました。農家の皆様、刈り取るまでは受け付けるそうですので、不安だったら申し込まれたらよいかと思います。農家の出荷は1.85の網目、共済は去年まで1.75、こしは1.80で、去年よりはいいのですが、納得しがたいものがあります。また、とめ葉をやられているので、品質が低下しているおそれがあります。近年まれに見る大災害です。市長、共済金の早期支払いと支払額に

手心を加えていただけるように要望していただきたいが、いかがでしょうか。それと、燃やすのはまずいですよね。確認のためお答えください。

対策本部として、農薬代、肥料代、農機具代、そのほか農業借入金等に対して返済猶予を各機関に対して要請をしたか。また、するつもりはあるかお伺いします。

小作料、加工米についてです。被害に遭った圃場における小作料についてであります。農家は、高い農機具と燃料で田を耕して田植えをし、世界一高い肥料と農薬を指導どおりまき、たっぷりとお金をかけます。そして、本来国有地であり、国土交通省管理であるべき農道と水路の清掃管理を無償で手間暇かけてやり、地域の生活環境を守り抜いております。

さて、ようやく収穫して支払いするというまさにあと一歩という段階で被害に遭ってしまったわけがあります。農家の無念ははかり知れないものがあります。勤め人にすれば、あと2週間でボーナスとっていたら、一夜にして会社が倒産してしまったという感じです。ボーナスは年2回ありますが、農家は年1回の収入であります。小作をしている農家は、収穫の秋を迎えて地主に地代を払うわけですが、往復びんたであります。地主の方も改良区に経常賦課金、特別賦課金や固定資産税など払わなければなりません。各賦課金それぞれ土地改良区または圃場の場所で値段は違うと思いますが、小作料猶予等対策は考えておられますでしょうか。

また、加工米については、まことにないそでは振れないのであります。対策としてどのようなお答えをお願いいたします。

被災した果物の販売支援についてであります。今度の台風で果実がいろんなところで、リンゴ、梨とか落ちました。そういったものを地元のスーパーとか、そういったところで販売してくれているそうなのです。佐渡で言えばJAとか、あと民間のスーパー、Aコープとか、民間のスーパーとかありますが、そちらの方で売るとか、そういったことは考えられないか。そして、あと市でできる支援は何か考えておられるかどうか。今までまだ言っていないことがありましたらお願いしたいと思います。

それから、破損した船舶、床上浸水した住宅、全壊したビニールハウスのビニールなど、被災者のごみの取り扱いについてどのようにされたのか、お伺いいたします。また、被害を受けて田んぼを見るため島内を回ったわけですが、海岸にはごみがかなり流されてきております。大陸の方のごみか、どこのごみかわかりませんが、基本的に海岸は国有地なのですが、管理は港湾管理者、漁港管理者、そして県が管理するというようになっておりますが、佐渡の海岸は約278キロメートル、県が管理するのは100キロメートル、残りは市と県と協議ということになっているようです。しかし、県も予算がないということで、余り管理していないようです。海岸線の管理体制はどのようになっているのか、お聞かせください。

それから、防災行政の方です。佐渡市として防災訓練はしないのかというふうにお聞きいたします。よそのところでは9月1日が防災の日ですので、新聞紙上にもいろんな防災訓練等しておるわけです。その辺で佐渡防災やっているのかどうか。計画の方もお聞きいたします。佐渡市の防災計画は、同僚議員の質問に対し来年とか、再来年とか答弁されていたようですが、被害を最小限に抑えるためにも、早急に防災計画を立てなければならないと思います。今の段階で例えば小木で土砂崩れが起きた。本庁との連絡がとれない。支所の判断で避難勧告、避難指示が出せるのでしょうか。数分の迷いで被害者は出てしまいます。本庁と各支所の連携、役割分担などは決定しているのでしょうか。少なくとも議会には示してもらって

ないと思います。教えていただきたい。

次に、緊急通報体制についてであります。防災無線、幸いに金井は先見性があったのか、地上波防災無線をつけました。これは、聞きたくなくても、一方的に行政から各家庭に放送が流れます。足の不自由なお年寄りなんかにはいいかもしれません。スイッチを入れなくても勝手に音が鳴り出します。もちろん音を絞ってあれば聞こえないわけですが、今提案しているケーブルテレビ網で防災無線のようなことができるのかできないのか。金井の防災無線は一方的なアナログですが、例えば避難所から当然当局に物資の調達を要請したり、独居老人と行政が連絡できる、そのような双方向のデジタル防災システムが今執行部の方で推し進めているケーブルテレビ事業でできるのかどうか、お伺いいたします。また、もしできるのならいつごろめどが立ちそうかお伺いします。

時間もないので、今後の計画としまして、防災計画についてお伺いします。それから、あと佐渡版ハザードマップをつくる計画があるかどうかをお伺いいたします。あと高齢者、障害者などの世帯に対する対応もお伺いいたします。

あとCNS放送についてであります。15号は夜から朝まで、うし三つ時が一番風が強かったです。16号も18号もそう、夜です。しかし、市民が一番知りたがっている佐渡の台風の状況をそのままに佐渡に近づくとという時間に、11時過ぎでしょうか、同僚議員も言っておられました。CNSをつければ両津の花火、大浦の夕日、そして今はなき相川のヒマワリ、そんな待ち受け画面を流すのなら、砂のあらしの方がまだいいのではないのでしょうか。職員がいないというのなら、せめて相川の海岸の生放送でもいいのではないのでしょうか。余りに言葉は悪いですが、ちょっと能がないのではないのでしょうか。危機感が欠けている。行政として市民に何を知らせなければならないか。市民は何を知りたがっているか。せつかくの放送、こんな内容では市民が納得しないと思います。これから35億もつぎ込もうと提案しているのです。CNSのパンフレットには、地域の情報を素早く放送とのキャッチフレーズが書かれております。災害時の放送について、再考の必要があると思いますが、異論があればお伺いいたします。

大きな2番になります。循環型エコアイランド、市長は施政方針で第1点目に循環型社会の構築を目指して佐渡が環境問題の先進地としての位置づけ、確立を目指したい。環境基本条例の制定を行い、環境の島・エコアイランドを宣言しますと力強く述べております。同僚議員からも進捗状況等問われておりましたが、施政方針の一番最初に述べられている割には、半年たっても内容が見えてきません。よもやかけ声やポーズばかりのものではないのでしょうか、本気で取り組もうというのなら、そろそろ内容が見えてきてもよいのではないのでしょうか。その点から少し突っ込んだ質問でいきたいと思っております。生ごみの処理についてお伺いします。年間の一般廃棄物のうち生ごみの割合と量は、またリサイクル率はどのくらいでしょうか。国は、循環型社会の構築に向け、食品リサイクル法を制定し、食品関連事業者に対して平成18年度までに20%以上の減量化、有効利用を義務づけています。市として堆肥センターの建設及び民間への支援についてお伺いいたします。

不法投棄についてお伺いします。放置された車を含む不法投棄の現状と対策をお伺いします。

もう一点、廃止された焼却施設や処分場、廃棄処分場跡地は何があるのか。そして、どのような計画で整備していくのか、お伺いいたします。

地球温暖化対策の推進についてです。環境配慮等の状況の公表について、159回国会で環境に配慮した

事業活動の促進に関する法律案が成立しました。この法律は、環境と経済の有効な循環を実現し、社会経済を持続可能なものとするため、環境に配慮した事業活動の促進を図ることを目的としています。民間特定事業者以外に国等による環境配慮等の状況の公表として、地方自治体はその環境配慮等の状況を毎年度公表するように努めるとしています。そのことによって、佐渡市は環境の配慮の取り組み状況を積極的に公表していくかどうか。また、地球温暖化対策の推進に関する法律では、都道府県及び市町村は、基本方針に則して当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画を策定するものとする。平成15年10月時点で47都道府県1,017市町村が実行計画を策定しております。佐渡市においては、実行計画はあるのかどうか。その計画をお伺いいたします。

あと新エネルギー促進の拡充強化についてであります。今いろんなエネルギーがあります。佐渡市においても太陽光、風力など、あとエコカーを取り組んでおります。そのほかにもバイオマス、それからマイクロ水力発電、家庭用燃料電池など、いろいろあります。行政においては、エコハウスの推進、エコオフィス、エコスクール、エコガバメントなど、先進的なエネルギーモデル事業を実施し、佐渡をエコアイランド推進モデル地区となるよう提案しますが、どうでしょうか。佐渡市では、先ほども言いましたが、自然エネルギー、金井で行っていた制度ですが、私はこれらを高く評価するものであります。なお、庁内に自然エネルギー普及促進本部などを設置して促進したらいかがでしょうか。とりわけ太陽光、太陽熱などのほか、家庭用燃料電池、中小水力発電の促進、補助制度の拡充など、積極的に取り組んでいかれたらいいと思いますが、市長の考えをお聞きしたい。

また、職員においては、勤務先に遠くない人には自転車での通勤を、また各イベントにも公共機関や自転車での来場を推奨したらいかがでしょうか。このたび合併を記念しまして、買い物袋が市民に支給されましたが、使用状況はいかがだったでしょうか、お伺いいたします。余り見かけないような気がします。ちょっとセンスに問題があるような気がします。もうちょっと予算をかけてもよかったのではないのでしょうか。若い奥様方には受けがよくないのではと若干懸念いたします。しかし、試みは大変よいと思います。エコライフ、スローライフ、これからそういったことで取り組んでいけたらと思います。市長の新エネルギー促進についてお伺いいたします。今の提案も含めてです。

あと地球温暖化対策協議会の設立、地球温暖化対策協議会、こういったものを地方公共団体を中心に意識啓蒙や知識の向上、効果的な対策についての情報提供を行う体制を整備するため、地球温暖化対策推進法に基づく地球温暖化対策地域協議会の設立が各地で進んでおります。当佐渡市におきましても、ぜひ立ち上げていかれたらと思いますが、市長いかがでしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（浜口鶴蔵君） 羽入高行君の一般質問に対する答弁を許します。

野市長。

〔市長 野宏一郎君登壇〕

○市長（野宏一郎君） 羽入議員の質問にお答えします。

台風の被害でございますが、さきにも議員にお答えしたとおり、農産物の被害状況ですが、台風15号関係で40億7,000万円、16号関係で1億8,000万、合計42億5,000万になります。なお、今後の被害見込みですが、特に水稻において等級間格差による減収益が予想され、この被害額はさらに増額するのではないかと

というふうに思っております。非常に大きな災害でございました。さきにも自民党の調査団が来られまして、我々もいろいろお願いしましたが、その中で対策としてお願いしたのは、これが認められるかどうか分かりませんが、天災融資法激甚災害指定が佐渡だけでは難しいようでございますが、ほかの地区、秋田とか、その他の県と一緒にできないかということをお願いを申し上げました。これは、災害額の合計が一定の比率を超えないとだめだということございまして、まだはっきりしませんが、国では農林水産省の災害対策本部を設置し、必要な対策を検討し、事務次官会議、閣議を経て、財務省、農水省共同審議となり、公布施行になるそうでございます。これにつきましても、引き続き要望してまいりたいと、数字がはっきり出てからでございますが、要望してまいります。

共済組合の支援については、既にこの11日土曜日より人的支援を既に実施しております。庁舎職員を出して、坪刈り等をしております。資金の返済猶予等につきましても、資金の種類等具体的な事例を把握しながら、対応策を検討しております。

さて、対策本部が遅過ぎたのではないかとございまして、先ほども課長から対策本部設置に至る経緯をご説明申し上げましたけれども、当初はどうしても目立つ港湾あるいは船舶関係の被害が目につきまして、今までに経験のない農家の方々もまさかと思われるような被害でございましたので、そして白穂は確かに1日、2日過ぎたあたりから目立ってはおりましたけれども、それほどの被害になるとは思っていなかったわけでございます。25日に集計しまして、慌てて対策会議、対策本部と続けて立ち上げたわけございまして、そのところはご了承を願いたいというふうに思います。

加工米についても、出荷調整が行われる予定でございますが、そっちへ回るだけの米があるのかどうかということも心配されるくらいでございますが、被害状況に応じて出荷量の調整が行われますが、その方法については関係機関より指導を得ながら進めていきたいというふうに思っております。

特に果樹についての販売支援につきましては、いろいろ議員からも提案がございましたけれども、JA等と共同で検討しながら進めていきたいと考えております。

また、共済金への手心につきましては、ちょっと非常に難しいのですが、可能な限り声を出していきたいと思っております。

あのまま立った稲を燃やしていいかということなのですが、これについては私はだめだと思いますが、担当の方から説明させます。

それから、ごみの取り扱いについて、海岸に漂着した膨大なごみの管理体制につきまして、これもいろいろ地域とのあつれきもあったようでございますが、ここも担当に今までの流れを説明させていただきたいと思っておりますが、わかる限りであれしますが、ごみについては、近年例を見ない高波で、漁港や海岸に大量のごみが漂着しまして、各支所ごとに漁業関係者、各集落でのボランティアの方々の協力を得て撤去作業を行いました。ごみの種類などにつきましては、各地域で対応の違いがありまして、特に相川支所管内では地域で処理をできないごみが大量にあったため、重機を借り上げたりしまして、集落の外れに集めておいていただきまして、収集に回ったりさせていただきまして、今後の災害に備えてこの経験の教訓によりまして、回収撤去の方法など、各地域と連携のとれた対応を検討していきたいというふうに思っております。

防災関係の無線、その他の件につきましては、佐渡市の危機管理体制と絡みまして、佐渡市では災害対

策本部条例並びに同運用規程がありますので、現在はそれを基本にことしに入り、発生した風水害に対応してまいりました。具体的には気象警報等によりその影響が予想される場合には、緊急に庁議を招集し、対策を検討し、その対応を図っております。次に、防災無線でございますが、現在管内の緊急通報手段は、防災無線オフトーク、ケーブルテレビによる方法があります。ご質問の防災無線につきましては、金井地区は佐渡島内で唯一先進的にアナログの防災無線を設置しております。今後の防災無線の設置につきましては、消防や行政無線の整備とあわせて検討しているところであります。

今後の計画でございますが、検討中ではございますが、現在ある施設の拡充により管内全域に屋外拡声器、気象観測装置と津波等に対する自動放送装置との導入を検討しておりますが、現在のアナログの放送設備では、この後拡充の設置について補助はつかない、認められないというふうな話もございますので、大幅にデジタル化に変わっていくのではないかとというふうに思っております。現在CNSテレビにつきましては、番組の放送の形態から注意喚起や発生後の対応で被災状況等を放送しております。なかなか24時間の現場にいる中継あるいは放送というのは非常に難しゅうございまして、コストもかさみます。これは、ケーブルテレビで緊急要請できないか、できれば教えてくださいというのは、またこれは非常に難しゅうございまして、通常番組を流し続けていけば、皆さんも見ていただけるのですが、放送していないだろうと思うところへ急に放送はできないわけございまして、する場合には文字放送とか、あるいは放送中に流すかということでございますが、文字番組の中に現在佐渡テレビで流しているように緊急放送として導入すると。それから、将来セットトップボックスがついていきますけれども、そこで音声あるいは信号音等で注意を喚起して、あるいは音声で流すということも将来はできることとなります。

ハザードマップをつくるかどうか。これはちょっと消防署長に回したいというふうに思います。

それから、循環型エコアイランドの生ごみの処理につきまして、非常に重要なご質問だというふうに思っております。生ごみ処理についてのご質問ですが、市の人口規模で推計しますと、年間生ごみ発生量は5,400トンぐらいと推定されます。可燃ごみの発生量は2万5,150トンと推定され、可燃ごみのうち生ごみの割合は20%強となっております。この生ごみのリサイクル率につきましては、事業系生ごみの発生量が把握できませんので、市が補助している生ごみ処理機の台数で推計をしますと、処理量は1,034トンぐらいになり、生ごみ全体の発生量を比較すると2割近くを各家庭や事業所で畑に戻したり、あるいは肥料として利用できる確保にしているのだらうというふうに推定されております。既に各地のボランティアや組織で堆肥をつくる運動をしているところもございまして、当然分別のボランティア活動をされているところもございまして、将来はもちろん生ごみについてはリサイクルとしては当面すぐ手をつけなければいかぬところでございます。当市でも環境基本法の制定作業を続けておりますが、その後すぐ施政方針にありました循環型エコアイランドに向かうべく具体的な施策について動き出すということになります。当然堆肥センターなどにつきましては、今までの焼却場がただ油で物を燃やすだけではなくて、ぜひリサイクルの方に回していただきたいというふうに思っております。

それから、不法投棄の現状についてでございます。もう既に住民団体の方から不法投棄のマップをつくっている方がおります。そういう方々との協力で、将来監視員制度の導入やトキの野生復帰計画とあわせた年次的な回収を行っていきたいというふうに思っております。

地球温暖化対策の推進について、環境配慮等の状況の公表をするかどうかでございます。地球温暖化対

策の推進に関する法律では、地方公共団体に対して、自らの事務及び事業に関して、温室効果ガス排出抑制等のために措置を講ずることを責務とするとともに、その措置に関する実行計画を策定すること、その実行計画に基づく措置の実施状況を公表することが義務づけられておりますので、当然公表するということとなります。この実行計画を策定するには、本市の事務及び事業に伴い排出する温室効果ガス総量を推計する必要があります。以上のことから、実行計画の策定に先立ち温室効果ガスの排出量を推計するための取り組みと本市職員を対象に環境保全上の行動規範を内容とする率先行動計画を本年度じゅうに策定し、速やかにその内容を市民に公表したいと考えております。事業者や市民の環境保全に向けての自主的、積極的な取り組みの促進を図るためにも、自らが率先垂範者としての立場を自覚し、積極的に取り組んでいくつもりでございます。

そこで、ただいまお答えしましたが、新エネ、太陽光、風力、バイオマス等あるいは燃料電池等既に金井町で行われていた補助制度、それにプラスして新市におきましても、新エネルギーに対する利用を促進するような制度は合併協議会の中で既に決めてありまして、推進することになっております。最近是全国的な原油高で、世界的な原油高で、申し込みも数件もあるようでございます。ハイブリッドカーについてはあるようでございます。

それから、モデル的に推進するかと、ちょっとこの意味がわからなかったのが、これ課長が後で説明します。

それから、普及促進本部をつくったら、これも環境基本条例をまずは策定させていただいて、その下にぶら下がる各種の施策につきまして、前向きに進めるべくそういう組織をつくっていきたいと思います。細かくなりますが、燃料電池をどうするか。これも燃料電池も今後特に佐渡は考えていかなければいけない大きなエネルギー源だというふうに思っています。非常に効率よく温水と電気を取り出すような仕組みがどんどん開発してきております。今度は首相官邸にも1台入るといふふうに聞いております。モデル的にそういうものが販売されましたら、市役所でも使ってみるといふうなことは非常によろしいのではないかとこのように思います。

買い物袋の使用状況については、どのような反応がありましたか。ちょっと課長の方から説明させていただきますが、議員もおっしゃいましたけれども、環境を標榜する市の心意気と申しますか、そういう覚悟のほどを示したということでご了解いただきたいというふうに思います。

新エネに対する心構えはどうかということでもございました。当然循環型社会を形成するためには、エネルギー問題を避けて通るわけにはいかないわけでもございます。ただ、佐渡だからやりづらいということも結構ありまして、特に風力については、あるいは電力につきましてもそうだと思うのですが、電力はまだはっきりしません、風力につきましては、東北電力の買い上げ電力の制限あるいはそれは枠としてもあるということでもございますので、なかなか別の考え方をしなければいかぬのではないかとこのように思っています。

温暖化対策の地域の協議会とか、そういうふうな協力を進めてはどうかということでもございますが、当然先ほど申し上げたように、まずは庁舎内からということで、我々の取り組みの構えを見ていただきたいというふうに思っています。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） 補足答弁を許します。

災害によるごみ処理について、環境保健課長。

○環境保健課長（仲川正昭君） ご説明いたします。

災害によるごみ処理につきましては、先ほど市長から説明がありましたとおり、特に相川地区が大変大量のごみが流れ着いたところでございます。これにつきましては、支所を通じまして、漁業関係者、それから集落あるいはボランティアの方々の協力を得まして、撤去作業を行ったところでございます。その地区によりまして、いろいろごみの種類の相違がございました。特に相川地区では、木材もあったようでございますし、それから当然不燃ごみもあったところでございます。これらの大型ごみにつきましては、市の方で重機等を借り上げまして、業者に処分依頼したところでございます。なお、一般的に海岸等の管理につきましては、佐渡市では農林水産課の方で対応していただき、そこから出たごみの処理につきましては、環境保健課の方で対応したというふうな経過がございます。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 次に、消防長。

○消防長（加藤侑作君） ハザードマップの件でございますけれども、私ども緊急援助隊の受援計画、あるいは大規模災害の受援計画にかかわる関係で、私どもの知り得る部分の資料を持っていますので、これにつきましては、10月末までに総務課の管財係の方へ提出させてもらう予定でございます。取りまとめは、総務課の管財課というふうな感じがいたしておりますので。

それから、先ほど議員、ことし訓練をやらないのかというふうなご指摘があったかと思うのですが、私ども弁明になりますけれども、決してそういうわけではございませんで、7月の24日でございますけれども、これは最近観光客に人気がございますトレッキングの関係でございますけれども、ドンデン山、あるいは金北山の横断ルートでございますけれども、過去に滑落事故とか、遭難するようなことがございましたので、防災ヘリを絡ませて相川消防、両津消防、それから山岳会の方々、それとまた佐渡病院の医療機関等含めて訓練を行っておりますし、それから7月の29日でございますけれども、これは相川の高千地区からの重症患者の場合、一周しますと1時間余りかかるものですから、新潟空港からヘリを飛ばしまして、佐渡病院へ収容した場合の時間的な云々というようなことでやらせていただきました。

それから、9月12日でございます。これは両津の湊地区の地域防災協議会の方々と思うのですが、これも防災ヘリあるいは国の機関等々も含めて訓練をなされております。それから、来る10月10日でございますけれども、赤泊地区で防災訓練、これは住民も参加する訓練でございます。これも新潟県の防災ヘリも絡んだ訓練になる予定でございます。

それから、来年のことなのでございますけれども、これも本当の窓口というのは市の総務課の方になるかと思うのですが、今実際訓練に携わるのは私どもでございますので、僭越ながらちょっと説明をさせていただきますけれども、本来ですとことしが3年目のサイクルというようなことで、県と佐渡地区と合同の防災訓練を計画するべく、実施すべく予定をしておりましたけれども、表面上は佐渡市の防災計画は策定途中であるというふうな話をさせていただいておりますけれども、また県においてもいろんな事業がかかわったものと思います。それで、来年度に実施をさせていただきたいと思います。ことしの11月に入りますと、訓練項目三十数種類の訓練になるかと思いますが、項目の取りまとめ、それをまた県の消

防課と当然協議に入らなければなりませんので、そこで調整をさせていただきまして、国等の参加機関にお願いする。これは、訓練に対する予算措置も必要なことから、11月ごろになるとその辺のことをやらせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 総務課長。

○総務課長（親松東一君） お答えいたします。

まず、地域防災計画のことですが、さきにも議員にお答えしましたとおり、風水害編と震災編、あと若干の資料編があるのですが、現在風水害対策編がほぼ完了しております。残り震災対策編と資料編を含めてこの後防災会議の議を経まして、知事と協議をして、年度末までには完成をしたいということで作業を急いでおります。

それから危機管理体制、特に本庁と支所等の体制どうかというご質問ですが、私ども総務課としましては、まず気象警報が発表された場合、それから台風情報が発表され、影響が予想される場合、河川管理者による洪水予報または水防警報が伝達された場合につきまして、市長が必要があると認めた段階で先ほど市長がお話ししましたとおり、緊急の防災会議、これ庁議ですが、会議を招集をします。その段階で必要があると認めた場合には、本庁と支所のほかに、宿直者のほかに24時間体制で保安要員を配備するという体制をとります。私も本庁で24時間朝まで対応した経験がありますが、まずそういう体制をとって、他の職員との連絡体制を再確認をして、待機をするということでもあります。そのほかに市の情報伝達システム等による住民への注意を喚起する。これは、特に支所にお願いするわけですが、金井におきましては、先ほどお話ししました同報の無線がありますし、新穂には有線、オフトークとして畑野、小木、赤泊、CNSで佐和田、真野、小木、羽茂、赤泊、このほかに両津には消防無線があるわけですが、そういう対応について支所の方へお願いをするというような体制をとるということになっております。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 地球温暖化対策について、環境保健課長。

○環境保健課長（仲川正昭君） ご説明いたします。

地球温暖化対策につきましては、先ほど市長からもご説明したところでございますが、一応国の指針としまして、平成18年度までに6%減らしなさいというような目標を掲げておるところでございます。このことにつきましては、当然市としましても取り組む必要があるところでございます。17年度からの実施に向けまして、現在職員への取り組みの周知あるいは取り組み方法等につきましての検討会を設けまして、現在取り組んでおるところでございます。

それから、先ほど旧ごみ焼却場のご質問をいただきました。これにつきましては、市内に現在三つの閉鎖中の施設がございます。真野と新穂になるのでしょうか、畑野になるのでしょうか、新畑という、の旧焼却場と両津地区でございます。このうち今年度予算で真野と両津地区につきましては、ダイオキシンの調査と解体に伴います仕様及び設計書の業務委託をやっておりまして、でき得れば17年度に取り壊しを終えまして、その後県等へ廃止の手続を行いたいと考えております。なお、廃止後の利用計画でございます。真野地区の施設につきましては、自然公園法等の適用を受けているそうでございます。これに伴いまして、今後植樹等をひとつ検討してまいりたいと思っております。また、両津地区につきましては、一時旧両津

市で公園等の設置を考えた経過がありますが、その後もう一回再検討ということで、今後有効な利用計画を検討していきたいと思っております。

また、買い物袋についてのご質問がございました。これにつきましては、合併記念及びごみの減量化というふうなことで、全戸配布したところがございます。限られた予算の中でカタログを参考に選んだというふうな経過でございます。事実デザイン等につきましては、市民から不評のご指摘等をいただいた事実もでございます。また、利用状況につきましては、いい物くれたという人もおりますし、商店等へ持って入っても、袋出してなかなか入れにくいというふうな意見もいただいております。

それから、地球温暖化対策協議会のご質問いただいたところがございますが、今後提案させていただくことになっております環境基本条例の中に、環境審議会の設置等を予定しておるところでございますが、これらの審議会等の意見を聞きまして、また今後ひとつ検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 羽入高行君。

○24番（羽入高行君） 今の買い物袋の話が最後の方なので、忘れるかなと思ひまして、今やりたいのですが、ごみを減らすために買い物袋を出したわけなのですが、その買い物袋がごみになったのでは本末転倒なわけでありまして、市としてもあれまいて終わりというよりは、もっと市民の皆さんにちょっとデザインは悪いけれども、我慢してでも使ってもらいたい。今のままでいくとあれが可燃物のごみになってしまう。趣旨をよく理解して、今国の方針、国連とかの方針、温暖化に対してこういった気象変動もそうです。そういうものに対して、ごみを減らしていかなければいけない。二酸化炭素を減らしていかなければいけない。そういったことでやっていることなので、単なる合併のおまけであげたのではないということをもっと広報等で知らしめて、また何か特典をつけるといったらグリコのおまけみたいで何かあれですが、もう少し配っただけではだめだ。私はそういうふうに思いますし、そういう啓発運動をしていかなければいけないと思いますので、そこのところをよくお願いしたいと思ひます。

災害対策本部についてであります。秋田の大潟村も塩害を受けました。総務課長か市長でよろしいですが、そちらの村の対策本部はいつできたかわかりでしょうか。だれもいないのでしたら、ほかの方でもいいですが。

○議長（浜口鶴蔵君） 野市長。

○市長（野宏一郎君） 存じておりません。ほかの課長でひとつ知っているのがいれば。

○議長（浜口鶴蔵君） 羽入高行君。

○24番（羽入高行君） 私も先ほど聞いたのです。私は、こちらの対策本部の立ち上げが遅い。変な話ですが、この程度の私は災害で助かったなというふうに、これが本当に水害から風害からあったら、防災計画も支所間との連携も恐らくうまくいっていなかったのではないかと。シミュレーションでやったことがあるかどうか。そういうのも非常に気になって、今回の災害大変な大災害ですが、これを踏み台としまして、きちんとした市内の防災対策計画を立ててもらいたいと思ひます。秋田の大潟村は、佐渡よりも後に台風がいったわけです。大体南からいくものですから、8月20日には立てておるのです。台風来る前に立てたのかと思うぐらいに根回しがよかった。佐渡は1週間後に立てた。これはやはり危機管理ができていない。言いわけは今回の場合できないのではないかなというふうに思ひます。

それで、大潟村の対策本部のメンバーも本部長、村長、副本部長、助役、本部員が収入役、教育長、各課長、次長と、一番大災害のときの対策本部のメンバーだと思います。私は、市長この佐渡市の対策本部のいただきましたけれども、これに今回の場合は特にそうですが、支所長とかも入った方がよろしいのではないですか。ちょっとお聞かせください。

○議長（浜口鶴蔵君） 野市長。

○市長（野宏一郎君） 前にほかの議員からも支所との対応がまずいのではないかというお話もありました。確かに支所長も一緒にいた方がいいと当然思います。そういうことです。

○議長（浜口鶴蔵君） 羽入高行君。

○24番（羽入高行君） 赤泊の支所長おられますか。ちょっとお伺いしたいのですが、例えば土砂崩れがあったと、震災があって。そのときに本庁との電話線が連絡とれなくなった。そういったときは、支所の方で避難勧告とか、避難指示とかできるのですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 赤泊支所長。

○赤泊支所長（中川逸郎君） ご説明申し上げます。

今の形態では、私どもでは出せませんが、臨機応変に対応しなくてはならない場面も当然出てくると思います。そういうことでご理解いただきたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 羽入高行君。

○24番（羽入高行君） これは、今回の新潟の水害もそうなのですが、時間がないのでちょっと資料は見れませんが、被害に遭ったのが防災無線等で早く連絡できたところはよかった。どうだろう。出したらいいか出さないでいいのか、迷っているうちに水がわっと来て、何人も亡くなった。高齢者、特に生活弱者が亡くなった。今のような支所の対応、それは連絡とれるかとれないか、それでとれないのかな、ではどうしようかなという、その1秒なのです。1秒に水害とか、震災とか、火災とか、そういった天災が押し寄せてくるのです。私も8.4水害のときには藤津川の決壊で床上になりましたが、決壊するとすぐあつという間に胸まで来るのです。私みたいに若くて多少元気ならばいいのですが、お年寄り、あとけがされた方とか、女性とか、非常に逃げ遅れる可能性があるのです。そういった本庁と連絡がとれなかったら当然自分で判断する。しかし、ある程度の権限を支所長に与えておく。そういったシミュレーションを防災計画としてやらなければいけない。その辺は市長どのようにお考えですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 野市長。

○市長（野宏一郎君） 確におっしゃるとおりでございます。通常の災害、例えば水が出るとか、雨が降るとか、そういうことであれば、当然今までもやってきたわけでございます、十分それなりに対処できたというふうに思います。今回は、本当に恥ずかしい話なのですが、水稻の件につきましては、そんなに大変だとは初日目、2日目は思っていなかったのです。見在目港とか、漁船の流失とか、そういうことに非常に目がとられておりまして、それでも一つ台風がいった後、これは後のごみの問題だとか、あるいは流された船の回収の問題だとか、あとは保険の問題だとか、床下浸水したところへ対災に行ったとか、そういうことでございましたので、これは言いわけにはなりませんけれども、そういう意味では本当にこれだけの農業、特に稲の田んぼの災害になるとは、農家も人も余りしばらくは思っていなかったような気がします。我々もそういう意味では立ち上げ確かに遅かったと思いますが、数字が集まってくるに従って

ただごとではないということを実感したわけでございまして、そういう過程がございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 羽入高行君。

○24番（羽入高行君） 私が台風15号の後、その次の日は行かなかったのですが、その翌日21日に相川に行きました。道路通っていくわけです。道路際の田んぼが様子がおかしいのです。これは、あれもう稲刈らなければいけないような、10月のようなにおい、草は枯れていますし、これは何かおかしいなと思ったわけです。私は、では数字を集めますけれども、集めるにはだれかが行って見ないといけないです。それに支所には支所長始め、支所の職員がおりますし、その辺の支所申しわけないですけれども、相川一番ひどかったわけですが、支所長その被害の状況はどうなのですか。本庁の市長の方にこれは大変なのだというふうに言われましたか。

○議長（浜口鶴蔵君） 相川支所長。

○相川支所長（大平三夫君） ご答弁いたしますが、本庁の方から大変な被害だということで、産業課の方ですぐ現地調査をなささいという指示を受けたように記憶しております。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 羽入高行君。

○24番（羽入高行君） 僭越ながら申しわけありませんが、今たしか本庁の方からと。普通なら相川にいる人が一番わかってしかるべきではないか。相川の支所から本庁の方に相川大変なのだからというふうに私の聞き間違いだと思いたいのですが、今本庁の方から言われて、それでというのでは、私が翌日行ったときには、そういうふうに変色しておかしいなど、枯れたような感じだなというふうにわかったわけですから、もしそれ今の本当であれば、支所の危機管理といいますか、緊張感に欠ける。支所長だけとは言いませんが、支所全体の市長ちょっと職員に、各支所です。人間で言えば手足です。そこのところの連携がとれていないと、頭脳と各手足がばらばらになっているのではないですか。こういう感じに私は非常に見えるのです。ですから、ちゃんとした防災計画、防災訓練、対策会議についてもどういったあれにはこういった対策会議のメンバーにするとかして、その辺の危機管理が私は本当に今のままではいけない。早く来年に立てるか今度の暮れにやるとかではなくて、できるだけ早くそういった体制をとっていただきたいと思います。

それから、循環型エコアイランドについてですが、私は前から佐渡には堆肥センターというものが公営、民営でもあれですが、生ごみを何とか再利用できないかというふうに考えてきたわけですが、市長は堆肥センター、公営でも民営でもいいですが、私はぜひつくってほしいと思うのですが、どんな思いでしょうか。

○議長（浜口鶴蔵君） 野市長。

○市長（野宏一郎君） 当然民間もやっているということもありますし、それも何カ所かそれぞれに規模は小さいようでございますが、やっているところもありますし、そういうことも含めてこの後先ほども申し上げたように、リサイクルの中でも生ごみというのは非常に大きな地位を占める分野でありますので、検討しながら進めていきたいというふうに思います。

それから、さっき申し忘れたのですが、もう既に防災計画等をきっちりとした条例のもとにそれぞれにやっているわけでございます。それをちょっと言っていなかったのですが、そのところでまた言いわけ

になるのですが、今回だけは農産物については本当に確かにそのところの感覚が鈍かったということだけはちょっと反省の大きなところとして、恐らく農家の方も最初の日には外へ出てみて、ああ、よかったなと思ったかもしれません。そういう話も聞いたぐらいで、確かに次の日になりましたら、これはただごとではないということはわかりました。そういう意味で、もう既に台風は去っております。人的影響がなかったということもありまして、数字をつかんでからということで、つかんでみたらその金額が余りにも大きいということで、慌ててということでございますので。

○議長（浜口鶴蔵君） 羽入高行君。

○24番（羽入高行君） 防災の件なのですが、防災計画も当然そうなのですが、一番身近で大切なのは、総務課長、市長。防災教育だと思うのです。市民の防災教育。高齢者とかいますから。障害者とか。地域で最終的には行政に全部頼るわけにはいかないです。地域で守っていかなければいけない。その防災教育というものをぜひやってもらいたいと思います。それで、農林水産課長、初日に災害の補正4億円と言いましたが、内容を教えていただきたい。

○議長（浜口鶴蔵君） 農林水産課長。

○農林水産課長（斉藤 博君） お答えいたします。

4億円というのは果樹だけですか、でなくて……

〔「そうじゃなくて、災害に対する補正を4億円と」と呼ぶ者あり〕

○農林水産課長（斉藤 博君） それは、7月の農地農業用施設の今現在査定に入ってもらっている分の予算でございます。今回の災害の分は全く入っておりません。

○議長（浜口鶴蔵君） 羽入高行君。

○24番（羽入高行君） 市としてできる支援ということで、落ちたり傷ついたりした果物を学校給食などで使うことはできないか。農家の皆様と話し合ってきたらやってもらいたい。また、無利子の貸し付けなのですが、ぜひやってもらいたい。議員が供託金が75人ありますので、それを元本として困った人に貸してあげたい。答えてもらいたい。できるかどうか。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

農林水産課長。

○農林水産課長（斉藤 博君） お答えいたします。

無利子融資の枠を設けて、県と相談しまして、15億円の枠ができましたので、JA佐渡農協さんと今相談しております。近々にそういう格好で進めさせていただきます。その中に市の方でも利子助成を考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で羽入高行君の一般質問は終わりました。

ここで10分間休憩します。

午後 3時38分 休憩

午後 3時50分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 再開します。

次に、大澤祐治郎君の一般質問を許します。

大澤祐治郎君。

〔56番 大澤祐治郎君登壇〕

○56番（大澤祐治郎君） ただいま議長から発言の許可がありましたので、本日最後の質問者になりましたが、大分皆さんもお疲れのようでありますので、しかしながら務めは務めでありますので、どうか最後までおつき合いをお願いいたしたいと思います。

私ごとで大変恐縮でございますが、ただいま第2の青春期を迎えており、声変わりをいたしております。大変お聞き苦しいところが多々あるかと思っておりますけれども、悪声ながら最後までお務めをいたしたいと思っております。

さて、歳月人を待たずといいますが、光陰矢のごとしと言った方がよいのでありましょうか。平成16年3月1日の佐渡市誕生以来半年が経過いたしましたわけであります。例年どおりであれば、すぐそこに17年度予算の編成がそろそろ始まる時期かと思っておりますが、世の東西を問わず、予算全般を決めるときは、必ずシーリングを眺めて、入るをはかって出るを制するというに配慮をいたすということを財政方から強くお聞かせいただいております。その配慮のもとに自画自賛できる予算案ができたときこそ、勤め人のいわゆる天にも上る喜びだということもまたあわせ聞いておりますが、要するに入るをはかって出るを制するという、その配慮のもとに行われた予算というものは、いつの世にも評価に値するものと言われておるわけであります。この予算作成期になりますと、執行者は夜を徹してといいますが、全知全能を絞って、いわゆる全島民のために喜んでいただきたいという予算を編成するための知恵を練るわけですが、それだけに非常に厳しいものが執行者にあるいは予算編成チームに風当たりがあるものと思うわけあります。

いつもながら財源が豊富で、たくさん使えて、選挙がなくて、議会がおとなしければ、市長という仕事はこれほどいいことはないとある人は言ったということも言われておりますが、まさに命がけの仕事に野市長はこれから取りかかるというわけでありましょう。予算編成が終了すれば、大方市長というものは乱暴な話ですが、眠っていてもいいと言われるくらい今まではそういう平穏なときもあったわけですが、古今東西現状の経済情勢では、そううまくいかないのが現状であります。市長や財政課長は、財政難を頭に描きながら、どう市民のニーズにこたえるかということで、頭にしらがをふやし、あるいは三文はげをつくり、血へどを吐く思いで緊張感の連日の中から予算をつくってくださるのだと確信をいたしておるものであります。まさにそれだけ大仕事であるということは、議会人である限りどなたも共通の認識を持っていることは明白であります。

しかし、当市の現状のように、最初の予算編成から再建団体に転落する心配があるというような、いわゆる心配事がいつもつきまとう、こういう財政状況、まさに異常な状況である中で、予算を策定するということは、本当に至難のわざと言っても過言ではありません。また、一般市民は国や県から市長はあめ玉予算を借りてこられるのだから、よもや赤字予算の編成や再建団体の転落などという物騒な話があるなんていうことは、夢にも思ってももちろんいません。それだけに託された責任の重さ、慎重な予算編成が望まれるところであります。昨年を今ごろを思い返していただきたいと思っております。野市長は、はというより野市長を筆頭に、合併をすれば佐渡は大きく将来が開け、島民はこぞってバラ色の人生を送れるといった、そういった大きな動きがあったように思われます。片貝川の4尺玉の花火がかすむような、まさに

大きなアドバルーンを上げて、合併がまさに時の正義だという、そういう全島的な皆さんの思いであったかと思えます。

今年半たって振り返ってみますと、あの熱い合併に向かってお互いに競い合った情熱はどこへ行ってしまったのかなど。夏のセミの声が聞こえなくなったと同じように、わずか半年足らずであの情熱も勢いもどこか吹き飛んでしまって、現実の財政難という前に大きく打ちひしがれているというのが現状であります。まさにわずか半年足らずで厚化粧がはげで、あちこちに虚言、虚構というあばたが露呈しているのが現在の佐渡市の状況であります。市長が胸を張って大宣伝をした特別債事業もすっかり現状の原資不足という壁には、色あせて、今ではむしろやるのはやった方がいいが、後年度負担に耐え得る政治構築ができるのかと。まさに島民の多くが懐疑的になっておることも事実であります。

先般一般質問の中で、行財政委員長の私案によるというレポートが我々のもとに参りました。36項目の事業計画が抽出され、まさに合併特例債充当事業費685億2,000万余の事業計画に10年間かかってこの事業をなし得るかというその計画の進行状態を一つの見やすいグラフにして我々にお示しをいただきましたが、5年スパンで行われるこの大事業も、地方債の借入れ枠が大幅に不足が生じてきていて、残念ながら期限内にこの大事業を計画どおりに実行するには大変な無理があると、こういうような予測も示唆されて、我々にもう一度根本から特例債を使った充当事業の見直しをさせざるを得ない状況下を示していただきました。このこと一つを上げて、野市長のゴールドプランである特例債を使ったバラ色の島づくり構想もまさにむなしくデットロックに乗り上げた、また座礁したという憂き目にさらされるのではなからうかと心配をしているところであります。どうか野市長におかれましては、必要あらば借金をしてもやれ。しかし、必要なければ見えや外見にとらわれることなく、我が身の器量に合った財政計画で島民を安心させてくれというのが今落ちついた島民の偽らざる気持ちかと思っております。どうか謙虚にこの状況を受けとめて、何度も言いますが、むだなものはつukらない。あるものは上手に利用する。そして、子や孫に、また玄孫に我々の不手際による後年度負担を残さぬよう厳しい計画のローリングを望むものであります。

賢明な野市長のことでありますから、恐らくこの財政の見通しについては、財政担当から強くレクチャーを受けて、当然わかっており、何をなすべきかということの覚悟ができておるのだと思えます。その気持ちのあらわれがあの加賀一般質問以来、強行にまで10力町村の首長が思いを込めて託した事業計画であるから、特例債事業計画はおおむね全部をやりたいと、公言して、強弁してはばからなかった野市長も、ここ二、三日どうも方向を修正してきておるような発言を同僚の質問の中にも多く見受けられるようになりました。私は、まさにそれが真の政治家だと思っております。進むもよし、引くもよし、その中でどなたも納得する結論を残すというのが私はすぐれた政治家だと思っております。

また、野市長は同僚の質問の中にも、時折事業計画の実行計画は重く受けとめておるが、国の交付税や県の合併補助金がこんなに急激なさま変わりをして、減額をされるというようなことは夢予測が立たなかったというような、まさにここが野さんの老獪な上手な答弁でありまして、自分の財政見誤りを努めて表に出さないで、政府が予算を削ったという、そういう上手な逃げ方ではありますが、軌道修正をいたしております。少なからず国に金がないというようなことは、これだけ大企業の言うならば担い手であって、そしてまた7万2,000人の佐渡市の責任者として君臨するに当たって、よもや情勢見誤りをして財政が私

が思うようなものより大きく引っ込んだなんていうことは私はこれはまさに 野さんの上手なそら言であり、本人は十二分に分析をして、次の手だてを私は考えておるのだと、こう思っておりますが、ともあれこういう国を挙げて、県を挙げて財政の難儀な折に佐渡市だけが合併という大きなあめ玉を口いっぱいほおぼって、そしてあれもやる、これもやるというようなことから、大きな財政の破綻というようなことは私は 野市長はするわけもない。そういったことから考えますと、まさに大きな当初の特例債充当事業計画から軌道修正を 野さんの頭の中にはその案ができ上がっている。私はそう思うわけでありまして。そういうことで、市長には忌憚のない自信を持って引くべきは引き、修正すべきは修正して、特例債事業について市長自らの言葉でその事業計画案を財政方に言わせるのではなくて、私は議会に堂々と開陳をしていただきたいと念ずるものであります。

ややもすると、市長が余りにも高学歴あるいは立派過ぎて、そして自分の訂正というものに、言うならば慎重になり過ぎて、自分の失政、失敗というものを部下に転嫁しがちであります。私は 野さんに限ってはそういったことは絶対にないと信じておりますが、ある人は 野氏の常々の政策を見て、忍法葉隠れの術を時々やるぞと、自分の失敗は部下にうまく言わせて、後でいや、おれも実は気がついておったのだというような上手な方便も使える能力のある人だから、よく気をつけて議会は厳しく監視をしなければならないぞということをおっしゃる玄人筋もおります。ともあれ私は、この六百数十億の特例債、佐渡のためになってこそ必要な財源であって、後顧に大きな借金をつくるようなものはこれは断じて佐渡のためになる事業計画だということにはなりません。そういったことを皆さんとともに 野市長を励ましながらか、時には厳しく市長と差し違える気持ちで佐渡市のこれからの未来ある将来の財政に議会の大きい意見を反映して、市長に聞き取っていただいて、両輪が合作で立派な佐渡市の歴史を築くことができたというような、いわゆる特例債充当予算にさせていただきたいと、こう思っております。

予算についてはそういうことで、 野市長から軌道修正があったかなかったということだけを聞きたくて、こう長々談じましたが、ぜひひとつ皆さんが証人になっていただいて、その前向きの修正があるのかないのか。従来どおり基本姿勢を申し上げたときとかたくなに変わらなく、赤字になったらなったときというような姿勢を示すのか、確認を私と一緒にさせていただきたいと、こう思っております。

さて、時間が差し迫ってきましたので、もう一件、特例債で見ていただける平場あるいは該当したそれぞれの該当地は恵まれておると言わなければなりません。へき地でいて、昭和の大合併からまた平成の大合併に至っても、まさにへき地の悲哀を味わって、生活道路あるいは重要なライフラインである避難道路、そういったものがいまだに県道でありながら2.5メートルからたかだか5メートルの幅員しかないという県道に甘んじている前浜地区の赤玉の皆さんから切なる熱い要望が届いております。せめて合併をしたのだといって、佐渡島民がすべてよくなるというのであるならば、日常茶飯事使っておる命の生活道路ぐらいまともに再改良していただきたい。県下広しといえども、2.5から5メートルの幅員しかない県道は、まず数えて天眼鏡で見るほどしかないと振興局からも答弁がありました。どうか市長は、そういった方々に日の当たる方向で予算の見直しも心を砕いてやっていただきたい。そのことを大きな二つを基本にして、あとの詳細は再質問ということで、自席からお願いをいたしたいと思っております。

本席からは以上であります。ありがとうございました。

○議長（浜口鶴蔵君） 大澤祐治郎君の一般質問に対する答弁を許します。

野市長。

〔市長 野宏一郎君登壇〕

○市長（野宏一郎君） 日ごろ尊敬する先輩の大澤議員から非常に高く評価していただきまして、まことに恐縮しております。

さて、非常にすばらしいご提案をいただきましたので、それをもとにして考え方を少々述べてみたいと思います。平成16年度予算編成については、既にご存じのとおり基本的に合併前に旧市町村で計画した事業、合併協議会の段階で協議を行った事業などを中心にして編成した予算でございます。その編成段階において、国の三位一体改革に伴う影響額も考慮し、合併協議に基づく建設計画掲載事業等につきましても、一定条件のもとで予算措置をしたわけでございます。また、これを編成する段階において、すべての事業を洗い直すことが合併協の段階、その後の合併の過程で困難であったことも事実でありまして、このことから編成する平成17年度予算にかけて、改めて初めて新佐渡の予算ということになるというふうに考えております。

さきの議会でも申し上げましたが、新市建設計画には合併前の旧市町村が住民と協議を、あるいは議会との議論を重ねて持ち上がった懸案事項も含まれ、それがほとんどそのままのっている状態でございます。そういうふうな状況を踏まえ、国、県の財政状況や本市の財政のありようをにらみまして、大澤議員のご指導どおり柔軟性を持った取り組みを行いたいというふうに考えているところでございます。当然その中で、今議員もおっしゃられたように、議員との両輪という形でご協議も賜っているということでございますので、緊急性を要するものか、先送りができるものか、あるいは不要なものをもしかしたらまじっているかもしれません。ぜひこういう機会に市民の皆さん方にもご理解いただく場面をつくって検討いただくということにしたいというふうに思っています。時々の国の変化につきましては、今議員におっしゃっていただいたとおりでございます。大幅にスタンスが変わっておりますので、ご了解いただきたい。

それから、へき地の問題でございますが、箱物を必ずしもつくるのがいいのかどうかということでございまして、これもさっきのご検討の中でご協議いただかなければいけません。へき地だからこそ大切な箱物もあるかもしれません。そのことも踏まえてよろしくお願ひしたいというふうに思います。

県道四十八ヶ所線、今議員からお話がありました赤玉線の再拡張に取り組むべきだというお話でございます。当県道は昭和31年に県道昇格した下久知から赤玉を結ぶ約18キロの路線で、沿線には下久知ダムや赤玉杉池公園などがありますし、佐渡一周線の緊急時の迂回的な役割を持っている大事な路線でございます。今は、それぞれに道路拡幅や一部舗装の修繕等を行っておりますが、予算の関係で思うように進んでおりません。なお、当地域におきましては、海岸線を通る佐渡一周線、下久知から赤玉までの16の集落間の道路改良整備を優先して事業を進めておりまして、同地区に二つの路線を同時に公共事業に取り入れることは、県財政の中からはなかなか難しいという話を聞いております。しかし、ご要望の路線は、議員のおっしゃるとおりさっきの迂回路の問題でもございますので、継続して県に強く訴え続けていきたい。県当局に強く要望していきたいというふうに考えておりますので、ご了承願ひます。

○議長（浜口鶴蔵君） 大澤祐治郎君。

○56番（大澤祐治郎君） 今後ろの後援会の方から要望なんていう生易しい言葉に了解するなというご指示をいただきましたが、市長十二分におわかりいただいております。当然市長も四十八ヶ所線は、お

通りになっておるかと思ひます。あそこは、きょうは消防長は来ておりますが、常々あなたが消防消火15分、医療救急30分というような、まさに命にかかわる事業計画を考へるときに、あの赤玉という拠点は、水津のはなを回って両津へ行くより直線的に時間から距離からいっても、半分、やや3分の1近い距離と時間で両津病院あるいは佐渡病院へ目的を達することができます。したがって、1度改良が終わったものに2度目の手をつけるということは、県はなかなか嫌がりますけれども、そういった市の言うならば市民のライフラインを確保するという大目標の一つでもあります。そういった意味で、ぜひとも一日も早い市長の政治力で県に談じ込んでいただいて、改良していただきたい。私は単独でやっても1億要らないと思ひます。それぐらいの事業です。ですから、財政を上手に使えとか、儉約せいとか言っておきながら、乱暴な単独でやれなんていうことは、非常に無理な話なのですが、命にかかわる。そして、長いこと百年の河清を待つ思ひであの集落の方々は、きょうかあすかという選挙があるたびにその期待を持ってきておるところであります。

先般のお盆の月に、私が仏参りに行きましたら、赤玉の区長さん始め、主たちが集まって、今度の市長は今までの市長よりどうもやってくれそうな顔をしておると。ぜひひとつわかりやすい正しい話をすれば、明快な頭脳を持った大卒の市長だということではないかと、こういう非常に高い評価をいたしておったということをお言づけいたしておきます。ぜひそういったことも相入れまして、あのライフラインは確保していただきたい。

例えば岩首でこの間がけ崩れがありました。あるいはその前年水津片野尾で大きな県道の土砂崩れがありました。あれが両方とも同時に起きて封鎖されると、逃げ道はこの赤玉四十八ヶ所線しかないわけがあります。それだけにこれは大いに改良にいち早く馬力をかけていただく私は必然性があると、こう思っております。地域の人々も既にもう田んぼに赤ぐいを打って、事業計画を待っていると、こういうことでもありますので、ぜひよろしくお願ひをいたしたい。

幸ひにして、先般新聞を見ておりましたら、市長は金井小学校の学校新聞の豆記者でしたか、中学校でしたか、小学校でしたか、記者の諸君のインタビューをされておりました。その中で、市長が期せずしておっしゃっていただいた。合併をしたが、へき地の方々が生活格差を味わわないような思ひやりをしてやりたいと。それが一番私が頭を悩ましておるところだと。また、あわせてあの方々の今日までの道路の言うならば改良の遅れ、あるいは延長の遅れ、そういったことで大いに平場の皆さんに比べて大きな苦勞をさせておると。このことをできるだけ改善をしてやりたいというような趣旨の話をしておるのを聞いて、私のまさに尊敬する野市長だなど、改めて意を強くいたしたわけであります。どうかそういった意味で、議事を納得させるということが必要であるならば、私は議長のところへまさにしりまくりをしてはせ参じて、市長の肩を持ってお願ひをするつもりであります。どうかぜひこのいわゆる陸の孤島にややもするとなりがちなこの方々に合併を機に政治の大きくなったという一つのわずかな喜びの私は分け与えとして、この生活道路の整備をいち早く県を説得してお願ひをいたしてもらいたいと、こう思っております。

県の振興局は、聞くところによると、合併の手だてはほとんど野市長がやってくれたのだから、野市長が言うてくることには大概ノーと言わないというようなことも私は聞いて心強く思っております。ぜひそういうことで、忘れがちなへき地に改めての市長の心強いお心持を向けていただけることを心からお願ひして、まだまだお願ひをしたいのですが、私がただ言うのはここまでにして、いま一つ岩首出身の

両津支所から支所長が来ております。支所長は大概勤めに行くときは下を通ってだらだら行って、うちへ奥さんのところへ帰るときは山道を通って帰るというようなコースを選んでおるようにも聞いておりますので、その難渋苦行をひとつお聞きをして、ぜひ地域の方がどんな気持ちで道路を待ちわびておるかということをお聞きしたいと思っておりますので、お願いをいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 佐々木支所長。

○両津支所長（佐々木文昭君） 温かいご支援ありがとうございます。私通勤はしていませんが、大澤議員言われるように、28年ごろから当赤玉集落、岩首地区の方々がいわゆる無償奉仕で当時開削した道路でありますし、土地についても大事な財産を寄附した道路であります。議員言われるように、本当に思い入れがある道路であります。先ほども指摘がございましたが、15年の1月の18日ですか、片野尾で大災害が起きて、一周道路が閉鎖をされた。まさに冬期間で岩首地区が陸の孤島になりました。そのときに当時私建設課長でありましたので、すぐ当時相川土木との話し合いで、あの道路は無雪道路、除雪をしない道路であります。これでは子供たちが大変だ。あるいはお年寄りが病院、通勤するのは大変だということで、急遽除雪をしていただきまして、3月の23日だったと思っておりますが、その間いわゆる四十八ヶ所線を通じた。子供たちも片野尾の子供が片野尾小学校へ行くのに1時間もかけて迂回路をしていったという事実もあります。そんなことから、先ほど市長の答弁ではなかなか県の財政厳しいということではありますが、平成15年の3月に県がいわゆる相川土木が戦略的社会資本プログラムというものを策定をし、公表されていると思っておりますが、その間先ほど市長が答弁ありましたように、いわゆる一周道路、一周線を早く整備をしろということではありますが、この道路も防災的に非常に大事な道路でありますから、私の立場でまた地域の関係者と協議をしながら、市長も前向きな答弁がありましたので、担当課であります建設課を通じて、要望活動を高めていきたいというふうに思っておりますので、ぜひまたご支援をよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（浜口鶴蔵君） 大澤祐治郎君。

○56番（大澤祐治郎君） 位人臣を極めるといいますか、後ろで両津市議がお仕えになったところの建設課長の佐々木さんはいかようにか評価されたのかわかりませんが、支所長になった途端非常に意欲を燃やして、道路建築に取りつきたいと、こういう信念のようでありますから、ぜひ市長には重ねてお願ひをいたしたいと思っております。

あの道路は、ご存じのように市長はお話の中で、トキが発生の地、ハエツバキがあつた沿道にあるわけです。そして、まさにこのトキも佐渡の今は観光の一端を担う大事な重要な役目を果たすところまで来ております。また、その頂上にはあつた世界の植物学者であつた牧野先生が世界的ないわゆる植物の宝庫である。日本の北と南の植物が一堂に集約した植物園があつた杉池にあると、こういうお褒めをいたしたいわゆる植物園があるわけです。かく言う私も大学の卒業論文に佐渡の民間薬ということで、杉池さんへ行きて、三百何十種類の作標をしまして、どうか卒業させていただいたという、まさに思い入れの土地もあります。そういったことで、私はぜひ市長には今さっきの佐々木支所長が言ったように、あの道路のほとんどの財産は、赤玉集落の皆さんがなげなしの、いわゆるまさに千枚田を削って、提供して道路を誘導した。そして、今日ある道であります。どうかあの人たちが当たり前の県道は今8メートル以上なければ事業許可ありません。その中でまだ2メートル50、そしていいところは5メートル50だと、こんなところ

ちょっと居眠りでもしたり、たばこに火つけておると、瞬く間に天神の沢へ落ちるといような、まさに危険きわまりない道路であります。どうか人命尊重、そしてあそこら辺の集落の皆さんが安心して日常生活を送り、いざ病気、あるいはいざ災害のときに心置きなく安心して避難できる道路として、いち早くたかだか拡幅するにしても、河崎の学校からですと、恐らく10キロあるかないかだと私は思います。いわゆる事業費にしても、1億あればまさに水銀灯が立つ私は道ができる可能性もあるところだと思っております。どうか百年の河清を待つ思いであの集落の人たちは希望を持って待っております。そういうことで、若者が両津や佐和田へ来てうちを建てたいという思いがそういうことから解消して、親子何代でもふるさとで生活ができるような、私はそういう政治が行政の道を開いてやる必要があろうかと思っております。

最後になりましたが、特段この件をお願いをいたしまして、私の質問にかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で大澤祐治郎君の一般質問は終わりました。

○議長（浜口鶴蔵君） これで本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。

午後 4時30分 散会